

3つの創る

重点施策

1

地域を創る

(1) 新たな地域づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域運営組織推進事業	スマエジ	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織を推進するため、各地区の運営組織に対する財政的支援・人的支援を実施する。 【地域づくり交付金交付事業】 地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対し交付する。 【地域づくり政策アドバイザー設置事業】 地域づくり政策アドバイザーを引き続き設置し、地域運営組織の運営・活動を支援する。	R4以前～ R12以降	28,637	市民活動推進課
集落支援員設置事業		集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者である。 本市では、「地域づくり支援員」として、各地区の運営組織の会計や広報活動等の事務局機能、地域課題の把握、また、地域住民の話し合いの場の設定といった役割を担う。 組織設立後の支援員の役割は、協議会の事務局機能(会計含む)及び関係機関との中間支援機能の業務を遂行していくこととなるが、各協議会の多岐にわたる分野の事業支援、組織内の各部会、各種団体や人の対応、会議資料の作成、会議・事業への参加など大幅な業務量の増加となる。 R7年度以降は、現状各地区1名(週3日勤務)の支援員に対して1名(週2日勤務)増員、又は1名(週5日勤務)とし、各地区地域交流センターに配置し業務量の増加に対応する。	R5～ R12以降	39,008	市民活動推進課
市民活動センター推進事業(経常)		LABV事業による新施設(アスクエア)に、市民が主体的に地域課題解決に取り組む市民活動の支援を目的に設置した山陽小野田市民活動センターを拠点とし、市民活動の推進を図る。 ○名 称 山陽小野田市民活動センター ○位 置 山陽小野田市中央二丁目3番1号(LABV事業による新施設(アスクエア)内) ○施設内容 交流ホール、会議室(1～5)、作業スペース、PCカウンター、ロッカー等 ○供用開始日 令和6年4月1日 ○施設管理・運営 指定管理者(アクティオ株式会社)	R6～ R12以降	68,129	市民活動推進課
社会教育士育成事業	スマエジ	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆R7年度取得予定人数:1人 (取得人数/R4年度:2人(一部科目履修)、R5年度:1人、R6年度:1人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定	R4以前～ R8	345	市民活動推進課
本山地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	8,824	市民活動推進課

地域を創る

(1) 新たな地域づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
赤崎地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	9,487	市民活動推進課
須恵地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	7,621	市民活動推進課
小野田地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	347	市民活動推進課
高泊地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	6,823	市民活動推進課
高千帆地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	7,575	市民活動推進課
高千帆地域交流センター分館管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	7,616	市民活動推進課
有帆地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	8,443	市民活動推進課
厚狹地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	476	市民活動推進課

地域を創る

(1) 新たな地域づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
出合地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	6,414	市民活動推進課
厚陽地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	6,265	市民活動推進課
埴生地域交流センター管理運営事業		令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	8,927	市民活動推進課
地域交流センター管理運営事業		全地域交流センターを総括した管理運営を行う。各センターが抱える問題や課題、取組等を共有・協議する場合があるセンター長会議を開催する。	R4以前～ R12以降	6,319	市民活動推進課
社会教育主事資格取得事業	スマエジ	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進の推進のため、人材確保に努める。	R4以前～ R12以降	335	社会教育課

地域を創る

(2) 災害に強いまちづくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
総合防災訓練事業		災害対策基本法第48条の規定により、総合防災訓練の実施が義務付けられており、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとるためには、市、防災関係機関、市民それぞれがとるべき行動を想定した実践的訓練が必要となる。なお、令和7年度は、新型コロナウイルス感染症などの影響により、平成31年以降実施できていなかった実動訓練を行う必要があり、感染対策に留意した実施手法を検討する必要がある。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業		災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、保守及び整備が必要である。	R4以前～ R12以降	9,062	総務課
防災ラジオ助成事業		FM山陽小野田（FMスマイルウェーブ）と連携し、防災ラジオを要配慮者利用施設や自主防災組織、一般世帯などに有償で配布することにより、災害時の情報収集を迅速にできるようにし、自発的な自助・共助の推進を図る。また以前から要望のあった多局放送に対応した防災ラジオの有償配布を令和4年度から行っている。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
防災情報システム関係事業（Jアラート関係）		市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種別、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時には、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせること。」及び「一つ一つの災害情報伝達手段を強化すること。」が重要となる。このようなことから、防災情報伝達システムとして、沿岸部におけるJアラート屋外スピーカー設備を整備し、その他の地域については既存放送設備を利用したFM波連携により、災害情報伝達手段を拡充してきたが、FM波連携については実施後5年経過したことにより、老朽化や山林の繁茂により使用できない場所が発生してきた。ただちに対応するため、安定的に電波を送受信することのできるLTE網を活用したIP告知受信機に変更するもの。また、市長が、出張時に大災害に遭遇した場合、確実に指示等情報伝達が行えるよう衛星電話を整備することで、避難情報等重要事項の決定を迅速化する。また、通信インフラが断絶したときのためにスターリンク等を活用して既存の防災スマホが利用できるよう整備する。衛星電話網の構築については、能登半島地震の反省により全国的に実施されており、国においても設置を推奨している。	R4以前～ R12以降	1,438	総務課
山陽小野田市国土強靱化地域計画推進事業		近年の災害は頻発化、激甚化が著しく、これらの大規模自然災害に備えるためには、事前防災、減災と迅速な復旧復興に資する計画が必要である。当該計画に基づき、令和3年度から山陽小野田市国土強靱化推進会議を開催し、国等の補助金、交付金事業について予算の「重点化」「要件化」を実施しているが、推進会議の中で、地域計画の推進、進捗管理及び内容の見直し等、更なる具体的な事前防災・減災に向け取り組んでいく。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課

地域を創る

(2) 災害に強いまちづくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
防災気象情報システム導入・運用事業	デジタル化	近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。 このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システムを導入したが、本市は干拓地で低地が多いため、高潮及び津波被害の発生する可能性も高い。そのため、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内の沿岸部に高潮及び津波被害を視認できる監視カメラを設置し、市民の迅速な自助・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な潮の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、高潮の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「逃げ遅れがゼロ」に資する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
自主防災組織等育成事業	デジタル化	自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。また、安全かつ簡単に災害体験できるVR機器を導入し、地域防災力の向上を図る。	R4以前～ R12以降	1,120	総務課
地域防災訓練事業		市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
防災土育成事業		自主防災組織の活動を充実させ、更に衰退させないためには、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災土育成を支援する。	R4以前～ R12以降	110	総務課
消防団装備改善事業		消防団が使用する被服や装備品などの消防資機材について、老朽化が進んでいるものや規格が変わったもの、新たに必要となったものについて、計画的に更新、整備していく。 現在使用している消防団の防火服は、表面素材の難燃性能も低く、透湿性能が少ないものを使用している。昨今の異常気象等により、消防活動中における熱中症対策は極めて重要である。また、消防団員の活動中の二次災害を防ぐためにも性能の優れた新型の防火服が必要であることから、3年計画で新型のものに更新していく。	R4以前～ R12以降	6,476	消防課
個別避難計画作成事業		平成25年(2013年)に災害対策基本法が改正され、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられ、市では「避難行動要支援者名簿」を作成し、毎年更新している。また、令和3年(2021年)に災害対策基本法が改正され、自己避難が困難な高齢者や障害者(避難行動要支援者)への「個別避難計画」の作成が各市町村の努力義務とされた。これを受けて、避難行動要支援者を対象とした個別避難計画の作成を介護支援専門員等に依頼し、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難ができる体制を整える。	R4以前～ R12以降	750	社会福祉課
児童福祉施設等災害対策事業		令和5年6月・7月の大雨により被災したねたろう保育園について、浸水対策を講じる。 令和7年の梅雨時期までに浸水対策工事を施工する。 駐車場と園庭間のフェンスを嵩上げし、開口部にスライド式の防水板を設置する。また、裏門にはスイング式の防水板を設置し、東側には擁壁を設置する。	R6～ R7	30,868	子育て支援課

地域を創る

(2) 災害に強いまちづくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
刈屋漁港海岸保全施設整備事業		刈屋漁港海岸の施設である西の浜排水機場は内水排除のため平成元年度に設置され、梅雨時期、台風襲来時などに3台のポンプが稼働しているが、築造から30年以上が経過し老朽化が激しい。このため令和2年度に策定した施設機能保全計画詳細設計に基づき施設の整備更新を行う。	R4以前～ R12以降	83,000	農林水産課
危険ため池改修事業		市内には、危険ため池に指定されたため池が5箇所あるが、これらのため池については、堤体からの漏水等が確認されており、十分な安全性が確保されていない状態にある。危険ため池については、営農の確保並びに災害の未然防止を図るため、改修を行う。	R4以前～ R12以降	3,000	農林水産課
防災重点ため池等廃止事業		防災重点ため池は、下流域に人家・公共施設等があるため池について山口県が指定した。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用されていないため池については廃止するように位置付けられている。市内には、防災重点ため池に指定されたため池が94箇所ある。これらの中に農業施設として不要になった農業用ため池の維持管理等が充分に行われておらず、安全性が確保されていない状態のため、災害の未然防止を図るために順次、廃止(切開)工事していく。	R4以前～ R12以降	31,800	農林水産課
河川浚渫事業		市が管理する準用河川及び普通河川の中には、長い年月により土砂が堆積し河積阻害率(河道障害)が高まっている箇所がある。近年はゲリラ豪雨が頻繁しており、流下能力の低下による河川の氾濫が危惧されるため、緊急に実施すべき箇所について計画的に堆積土を浚渫する。	R4以前～ R12以降	5,000	土木課
河川整備事業		境川は、上流の埴生山溜池にその源を発し、山間を南西に流下し瀬戸内海に注ぐ流路約1.0kmの普通河川である。流域の土地利用は、大部分が山林で、下流部の平地には農地が広がり、国道190号沿いに民家が集中している。また、上流域の開発、山陽自動車道、国道など土地利用状況が変化している。 当該河川は、未整備区間が複数点在しており、過去にも災害復旧を実施するなど被災履歴を有する。なお、台風や集中豪雨などによる河川堤防の越水も報告されており、河川整備が望まれている。 このような状況から、未整備区間の護岸を整備し治水安全度の向上を図る。	R5～ R9	24,000	土木課

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小野田地区公立保育所整備事業		公立保育所再編基本計画に基づき、公立保育所の再編整備を行う。 小野田地区の日の出保育園は、現在の120名と同じ規模で、購入した既存園舎北側土地に建て替える。	R4以前～ R12以降	482,097	子育て支援課
副食費増加相当額軽減事業		物価高騰下にあっても、私立保育所等において、これまで通りの栄養バランスや量を保った食事の提供が行われるように、令和3年4月1日からの食材料費支出に係る増加相当分を支援する。	R4以前～ R7	4,230	子育て支援課
公立保育所運営事業(臨時)	スマエジ	食材料費のさらなる価格上昇や高止まり等の影響による物価高騰に対応するため、栄養バランスや量を保った食事の提供を継続するため、公立保育所の賄材料費の物価高騰相当額を計上する。	R6～ R7	4,217	子育て支援課
一時預かり事業		私立保育所(6園:焼野・須恵・さくら・真珠・貞源寺第二・あおい)で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付する。保護者負担金:1日利用1,800円 半日利用900円。同額を保育所に補助する。 なお、公立保育園(3園:日の出・厚陽・ねたろう)でも直営で実施している。	R4以前～ R12以降	1,242	子育て支援課
一時預かり事業(幼稚園型)		子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園が、園児(1号認定子ども)を通常の就園時間外や長期休業期間中に行う一時預かりに対して補助を行う。	R4以前～ R12以降	1,610	子育て支援課
延長保育事業		各児童が認定された保育時間を超えて保育を実施する延長保育について、私立保育所に対し補助金を交付する。ただし、短時間を超え標準時間までの間の延長保育については、利用料を各園が徴収し、徴収した額は補助金から除く。 ・標準時間延長(1時間延長5園、30分延長6園)・短時間延長 全園	R4以前～ R12以降	15,940	子育て支援課
障がい児保育事業		障がい児を保育する公立保育所には保育士の加配を行い、私立保育所には、保育士加配に対して補助金を交付している。私立保育所への補助金額は、重度障害児月額78,800円、軽度障害児月額39,400円と設定している。(R5～)	R4以前～ R12以降	20,804	子育て支援課
放課後児童対策事業(放課後児童クラブ)		市内11小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施している。平日は放課後から午後5時まで開所。土曜日及び長期休業期間は午前8時30分から午後5時まで開所。なお、午後5時から6時まで1時間の延長保育あり。また、平成30年度から、土曜日及び長期休業期間は、午前8時から8時30分まで30分の朝の延長保育を開始した。	R4以前～ R12以降	159,780	子育て支援課
児童クラブ施設整備等事業		核家族化や共働き世帯の増加、また平成27年度以降の児童クラブ対象児童の拡大により、児童クラブの需要が増加している。これにより、地区によって生じている待機児童の解消を図るため、児童クラブの拡充整備を行う。また、施設の老朽化による大規模な修繕や周辺整備、また、高学年受入のための備品整備等により、児童を安全に保育できる環境を整える。令和7年度は、赤崎・高千帆児童クラブのエアコンを更新及び須恵児童クラブの照明を更新する。	R4以前～ R12以降	3,016	子育て支援課

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
病児保育事業		集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かることにより、就労等を行う保護者の子育て環境を整備し子育て支援を行う。	R4以前～ R12以降	27,810	子育て支援課
子育て短期支援事業		児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、配偶者の暴力から逃れるため、児童の緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護する。	R4以前～ R12以降	274	子育て支援課
養育支援訪問事業		乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施する（訪問は保健師が実施。）	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。	R7～ R12以降	8,764	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	スマエジ	市内3箇所の保育園（さくら・姫井・貞源寺第二）で月曜日から金曜日までに5時間開設。（H29年度までは焼野保育園でも実施、R3年度より須恵保育園は人員不足により休止中）子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R4以前～ R12以降	26,142	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業	スマエジ	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R4以前～ R12以降	20	子育て支援課
子育て支援アプリ導入事業	デジタル化	妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートすることができる子育て支援アプリを導入する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業	スマエジ	妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター（スマイルキッズ）」の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	7,631	子育て支援課
地域子育て支援拠点（スマイルキッズ）事業	スマエジ	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。 また、子育て総合支援センター内に小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行うキッズファーム事業も実施。収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。	R4以前～ R12以降	804	子育て支援課

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
子育て総合支援センター 管理・運営事業(臨時分)	スマエジ	妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。 【臨時】 令和7年4月から子育て総合支援センター内にこども家庭センターを設置することから、現在の子育て総合支援センターのパンフレットを再作成するための費用を計上。	R7～ R7	110	子育て支援課
福祉医療(乳幼児・ひとり親家庭)助成事業		乳幼児医療費助成:小学校就学前の乳幼児の医療費(保険適用)自己負担分を助成する。父母の市民税所得割額の合計が136,700円を超える世帯は、単市助成分で助成する。 ひとり親家庭医療費助成:18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父・母及び児童に対して、医療費(保険適用)の自己負担分を助成する。ただし、市民税所得割が非課税の世帯に限る。	R4以前～ R12以降	115,100	子育て支援課
福祉医療事業(単市事業分)		県制度の乳幼児医療費助成に上乗せして、所得制限(市民税所得割136,700円超)を超えた方に対して、市単独で医療費助成を行う。	R4以前～ R12以降	31,000	子育て支援課
子ども医療費助成事業		子育て世代の経済的負担を軽減するため、小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分を助成する。令和5年8月1日から所得制限を撤廃。	R4以前～ R12以降	131,600	子育て支援課
養育医療給付事業		身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児(未熟児)が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、出産後すみやかな処置を講ずる必要があるため、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行う。	R4以前～ R12以降	7,020	子育て支援課
入学祝金給付事業		次代を担う子どもの健全育成を図ること及び子育て世代の定住を目的として、小学校・中学校入学を迎える子どもの保護者に対して祝金を給付する。令和5年度から対象を拡大し、中学校入学を迎える子どもの保護者に対しても給付。	R4以前～ R12以降	47,288	子育て支援課
子育て応援ギフト事業		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う。	R4以前～ R7	2,509	子育て支援課
妊婦のための支援給付事業		全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として行う。 令和7年度から子ども・子育て支援法に基づく法定給付事業。妊婦給付認定後に5万円、妊娠しているこどもの人数等の届出後(出産予定日の8週間前)に妊娠しているこどもの人数×5万円を支給	R7～ R12以降	30,126	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	スマエジ	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方による地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行を行う。	R4以前～ R12以降	324	子育て支援課
地域組織活動育成事業	スマエジ	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R4以前～ R12以降	1,040	子育て支援課

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
家庭児童相談事業		核家族化の進行や地域社会の連帯感が弱まるにつれて、家庭や地域社会における子育て機能が低下している状況の中、子育てに関する悩みや児童虐待等の様々な問題に対応するため、家庭児童相談事業を実施。	R4以前～ R12以降	68	子育て支援課
ことばの教室(幼児部)運営事業		ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行う。	R4以前～ R12以降	127	子育て支援課
妊産婦健康診査事業	スマエジ	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券(14回)及び産婦健康診査受診補助券(2回(産後2週間・産後1か月))を交付し、妊産婦健康診査を実施。また産婦健康診査は、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図ることも目的とする。	R4以前～ R12以降	39,961	子育て支援課
産前産後サポート事業(マタニティひろば)	スマエジ	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。オンラインでの参加も可能な体制とする。	R4以前～ R12以降	295	子育て支援課
母子保健健康教育事业	スマエジ	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんしん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防のための歯並びひろばを開催する。	R4以前～ R12以降	256	子育て支援課
発育・発達事業(療育教室)	スマエジ	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につなげるなどの早期の発達支援を行う。	R4以前～ R12以降	234	子育て支援課
定例育児相談(すくすく相談)・随時育児相談事業	スマエジ	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催する。また不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時で対応する。(オンライン相談含む)	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課
母子家庭訪問指導事業	スマエジ	ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課
利用者支援事業(こども家庭センター型)	スマエジ	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携してサポートプランの策定を行うこども家庭センターを運営する。	R4以前～ R12以降	4,312	子育て支援課
産後ケア事業	スマエジ	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	R4以前～ R12以降	1,021	子育て支援課

ひとを創る

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
不妊治療費助成事業		次世代育成支援の一環として不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。 市:一般不妊治療助成事業 県:人工授精治療費助成事業、不育症検査費用助成事業	R4以前～ R12以降	1,542	子育て支援課
母子保健推進員育成・活動支援事業	スマエジ	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	R4以前～ R12以降	537	子育て支援課
妊婦歯科健康診査事業	スマエジ	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病はその一つに挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R4以前～ R12以降	592	子育て支援課
多胎妊産婦支援事業	スマエジ	多胎妊産婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。	R4以前～ R12以降	95	子育て支援課
葉酸サプリメント配布事業	スマエジ	葉酸は適量を摂取することで、二分脊椎などの神経管閉鎖障害等の発症リスクを下げたり、妊娠期の貧血や妊娠高血圧症候群の予防に効果があると言われている。厚生労働省においても特に妊娠計画中及び妊娠初期は通常の食事から摂取する量に加え、サプリメント等を活用することを推奨している。本市においてもこれまでも妊婦等への情報提供は行ってきたが、それに加えて対象者へサプリメントの配布を行い、安心安全な妊娠・出産・育児へとつなぐ一助とする。また、配布時には保健師または管理栄養士による面談を行い、説明した上で配布することにより食生活等を見直すきっかけとする。	R5～ R12以降	228	子育て支援課
新生児聴覚検査費助成事業	スマエジ	聴覚障害は聴覚検査により早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられると言われており、新生児聴覚検査の費用の一部又は全部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、全ての新生児が検査を受けやすい体制を整備する。	R6～ R12以降	1,688	子育て支援課
利用者支援事業(妊娠等 包括相談支援事業型)	スマエジ	妊娠時から妊婦・その配偶者に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。	R4以前～ R12以降	3,949	子育て支援課
産科医等確保支援事業		市内の分娩施設及び分娩施設に勤務する産科医等が減少している現状に鑑み、分娩施設に補助金を交付することで産科医等の処遇改善や確保を図る。	R4以前～ R12以降	3,000	健康増進課
通学路安全対策事業		通学路の中には交通量が多く、歩道が設置されていない市道や、歩道が狭い市道があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携し計画的な安全対策を実施する。歩道の設置されていない等の危険箇所について、路側帯の整備や歩道の拡幅を行い通学路の安全向上を図る。	R4以前～ R12以降	98,000	土木課
学校給食実施事業(物価 高騰分)		原油価格や物価高騰の影響を受けている学校給食の食材費について、保護者の負担増を抑制するため児童生徒にかかる給食費は据置きとし、食材費の一部を支援する。	R6～ R7	50,730	学校給食センター

(1) 子育て支援の充実

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
幼稚園給食実施事業		学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理等を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。	R4以前～ R12以降	1,089	学校教育課
学校給食実施事業(物価高騰分)(埴生幼稚園)		社会情勢や円安の影響により食品食材の物価が高騰している。そのため学校給食(幼稚園)の提供にも支障が出る可能性が高いため、学校給食食材の物価高騰相当額について、増額補正を行うことにより安定的な学校給食の提供を図る。	R4以前～ R7	236	学校教育課
マタニティ・ブックスタート事業	スマエジ	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。	R4以前～ R12以降	671	中央・厚狭図書館

ひとを創る

(2) 学校教育の推進・小中高大の教育連携

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
学校施設長寿命化改修事業		「山陽小野田市学校施設整備計画」に基づき中長期的な維持管理に係るコストの縮減及び平準化を図るとともに学校施設に求められる機能・性能を確保するために校舎等学校施設の改修を行う。令和7年度は赤崎小学校管理特別教室棟外壁改修工事及び厚狭小学校耐力度調査を行う。	R7～ R12以降	51,735	教育総務課
教科書改訂に伴う教師用教科書・指導書整備事業		4年に1回教科書が改訂されることに伴い、改訂される全科目の教師用教科書と指導書等を整備する。また、新たに教科化された道徳・小学校英語についても教師用教科書と指導書等を整備する。 購入冊数は、教師用教科書は小学校はクラス数(特別支援学級含む)、ALT数、初任者研修担当教員数、中学校は教科担当教員数分とし、指導書等は、教科ごとに各学年1セットとする。	R4以前～ R12以降	7,436	学校教育課
GIGAスクール推進事業	デジタル化	児童生徒に1人1台ずつ整備したタブレット端末を活用して、効果的な授業ができるようICT支援員を配置し、学校からの質問や機器の故障に対応可能な環境を整備する。また、Wi-Fi環境のない生活保護世帯及び就学援助対象世帯のインターネットにかかる通信料を負担する。 1人1台端末環境による学びが本格化し、学校における端末活用は日常化の段階に移行しており、今後は子どもの学びのDXを実現していくための支援基盤を構築することが重要と考える。 令和2年度に整備した1人1台端末は故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫っているため、補助要件である県の共同調達により、児童生徒分(予備機含む)のみ更新する。調達数は納品が年度末となることを想定し、令和8年度の児童生徒見込数とする。	R4以前～ R12以降	179,516	学校教育課
リーディングDXスクール事業	デジタル化	国は、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた優れた実践の創出、普及・展開の拠点となる「リーディングDXスクール事業指定校」を指定し、1人1台端末の標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境を活用した効果的な教育実践を創出・モデル化し、互いの実践からの相互学習を強く推奨しつつ校種を超えて横展開することにより、GIGAスクール構想の加速化を図ることを目的とし、「リーディングDXスクール事業」を推進している。 本市でも、小野田中学校区の中学校及び小学校が当該事業に参加することで、効率的な教育実践を創出し、市内各学校に横展開していく。	R7～ R7	708	学校教育課
特別支援教育支援員配置事業		特別な支援が必要な小・中学生が在籍し、担任だけでは対応しきれない状況にある学級で、学習支援を行うとともに、学級運営を安定化させるため、特別支援教育支援員を配置する。	R4以前～ R12以降	11,075	学校教育課
外国語教育推進事業		ALT(外国語指導助手)を小・中学校に派遣し、教員と連携した授業を実施して英語教育の充実を図っている。学習指導要領が改訂されたため、平成30年度から、小学校5・6年生の「外国語」と、3・4年生の「外国語活動」の試行を始めた。令和2年度の本格実施を見据え、必要なALTを確保するため、令和元年度からALTを3人から5人に増員し、かつ処遇改善を図った。 令和5年度にALTの配置を5人から4人に減員し、ALTIによる授業補助の取組に加えて、従来からの課題である「話す」力を育てるために、1人1台端末を有効活用し、中学校1年生から3年生に英会話学習アプリ「TerraTalk(テラトーク)」を本格的に導入し英語教育の充実を図る。	R4以前～ R12以降	18,392	学校教育課

ひとを創る

(2) 学校教育の推進・小中高大の教育連携

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
学校司書配置事業		全ての小・中学校に学校司書を配置して、学校における読書活動を推進している。読書の機会の充実による読書活動の推進や授業での学校図書館の活用促進を行うとともに、学校図書館担当教員等の資質向上を図る。	R4以前～ R12以降	42,639	学校教育課
生活改善・学力向上プロジェクト	スマエジ	児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図るため、全ての小・中学校において授業開始前にモジュール学習を実施。 1人1台端末を活用しながら「読み・書き・計算」等の徹底反復を行い、「脳の活性化・集中力の育成」と「基礎学力の定着」をめざすとともに、達成感を味わわせ、学習意欲の向上を図る。	R4以前～ R12以降	550	学校教育課
子ども市民教育推進事業	スマエジ	市民向けに行っている出前講座を子ども用にアレンジし、市職員等が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えることにより、公民としての資質を育てる。	R4以前～ R12以降	50	学校教育課
キャリア教育推進事業		義務教育段階の子どもの社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」を育てるとともに、夢を抱かせ、更に夢を志に進化させる教育の充実を図る。 主体的に自らの未来を切り開くとともに、郷土に誇りと愛着をもち、地域に貢献する子どもを育成するため、学校と家庭、大学、地域、産業界等が、連携・協力したキャリア教育を推進し、教育活動の一層の充実を図る。 本市出身者、または地元で活躍中(文化・スポーツ・起業家等様々な分野)の人材を招いて講演会等を開催する。	R4以前～ R12以降	660	学校教育課
スマイル・サイエンス事業	理科大	義務教育段階から科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図る。 山口東京理科大学との教育連携協定の一つとして、大学キャンパスを会場とし科学体験・科学作品展を開催する。	R4以前～ R12以降	500	学校教育課

ひとを創る

(3) 「協創によるまちづくり」の担い手づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
スマイルプランナー運営事業	スマエジ	本市が目指す都市の姿に共感し、好きなまちをより良いまちにしようと、主体的に、かつ、相互に協力しながらまちづくりに参画する本市と本市のファンとの又は本市のファンをスマイルプランナーとして登録する制度を設置することで、本市と本市のファンとの又は本市のファン同士の情報共有を容易にし、相互に連携しながら「協創によるまちづくり」を推進する。	R4以前～ R12以降	435	シティセールス課
コミュニティ・スクール推進事業	スマエジ	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いてコミュニティ・スクールの推進する。	R4以前～ R12以降	180	学校教育課
スクールアドバイザー配置事業	スマエジ	コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域教育協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	R4以前～ R12以降	2,747	学校教育課
地域交流センター社会教育推進事業	スマエジ	11館ある本市公民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管されることとなり、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」を実践していくこととなった。今後は、全市的に「地域づくり」に取り組んでいくこととなるが、社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実させていくこととする。	R4以前～ R12以降	4,217	社会教育課
地域学校協働活動推進事業	スマエジ	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	R4以前～ R12以降	4,525	社会教育課
放課後子ども教室事業	スマエジ	「放課後子ども教室」を実施する。 各教室に配置しているコーディネーターが企画運営し、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助する。	R4以前～ R12以降	1,436	社会教育課
家庭教育支援事業	スマエジ	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行うとともに、学校や地域等と連携協力した家庭教育の支援を行う。	R4以前～ R12以降	431	社会教育課
家庭教育支援事業(中学校区分)	スマエジ	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う。 現在、小野田中学校区と埴生中学校区に家庭教育支援チームを設置しているが、そのほかの中学校区において、チームの設置を進める。	R4以前～ R12以降	160	社会教育課
子ども読書活動推進計画推進事業	スマエジ	令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、「乳幼児おはなし会」や科学を柱にした「ちっちゃながくのおはなし会」等を開催し、図書館での本との出会いを促進する。また、すべての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。	R4以前～ R12以降	128	中央・厚狭図書館

ひとを創る

(3)「協創によるまちづくり」の担い手づくり

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
子ども読書活動推進計画 推進事業(臨時分)	スマエジ	令和4年度に確定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、子どもの読書活動を推進していく。主な取組として、「絵本で子育て出前講座」を開催し、切れ目のない読書活動を推進する。	R4以前～ R12以降	182	中央・厚狭図書館
図書資料購入事業	スマエジ	近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として整備する。	R4以前～ R12以降	17,438	中央・厚狭図書館
電子書籍購入事業	デジタル化 スマエジ	令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。今後も、電子書籍のコンテンツを更に充実させるために年次的に電子書籍を購入する。(利用期限切れの電子書籍の再購入や新刊購入が必要なため)	R4以前～ R12以降	1,500	中央・厚狭図書館

まちの価値を創る

(1) 移住・定住・交流の促進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
シティセールス推進事業	スマエジ	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R4以前～ R12以降	492	シティセールス課
ハロウィンイベント実施事業	スマエジ	市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月下旬、市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間、「スマイル・オレンジフェア」を実施し、参加事業所によるサービス提供やディスプレイコンテストの開催、関連イベント等の連携を図ることで、市内全域における交流人口の増加を狙う。令和5年度以降においては、より市内若者団体や大学、関係組織などの自発的なイベントとしていく。	R4以前～ R12以降	5,000	シティセールス課
わがまちの魅力発信事業		レノファ山口の試合等の場を活用し、市の魅力のPRを実施することで、市の認知度の向上や交流人口の増加、サポート寄附金の確保を図る。PRは、本市を知っていただく貴重な機会であるとともに、特産品や体験型のチケット、市内レストランの食事券などを景品としたガラポン抽選会などを実施している。	R4以前～ R12以降	80	シティセールス課
UJIターン推進・支援事業		UJIターン希望者に対する相談・支援体制を整え、山陽小野田市へのUJIターンによる転入者を増やす。「山口県央連携都市圏域」や「ぶちええ山口県民会議」と合同で開催する移住交流フェアに出展し、移住検討者に関心を持ってもらえるよう働きかけていく。スマイルシティ・ライフ体験事業により配置した移住支援員も移住フェアに同行してもらい、移住相談からお試し暮らしへとつなげていく。	R4以前～ R12以降	750	シティセールス課
移住定住プロモーション事業		移住検討者へ向けた暮らしに役立つ情報及び市の「住みよさ」から見た魅力を情報発信するため、令和3年度に開設した移住定住情報ポータルサイトの運用・保守を行うもの。また、移住検討者に配布するリーフレットを作成する。	R4以前～ R12以降	1,325	シティセールス課
スマイルシティ・ライフ体験事業		移住検討者に対し、本市への理解を深め移住の契機となるよう、丁寧に相談に応じ、短期の滞在を通して、本市のまちの雰囲気や生活環境等を体験できる機会(スマイルシティ・ライフ)を提供することにより、本市への移住促進を図る。専門業者へ委託し、移住支援員を配置することによって移住に係る相談対応や情報発信、お試し暮らしの利用支援、移住検討者向けオンラインセミナーを実施する。また、移住支援員を最大限活用するため、県外の移住フェアでの移住支援員による相談対応も実施することとし、移住フェア相談対応業務を別途契約する。	R4以前～ R12以降	9,914	シティセールス課
地域おこし協力隊募集・受入事業		「地域おこし協力隊」は、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を「地域おこし協力隊員」として委嘱する制度。隊員は、一定期間以上地域に居住し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林漁業の応援、水源保全・監視活動、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。	R5～ R12以降	11,183	シティセールス課

まちの価値を創る

(1) 移住・定住・交流の促進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
きらら交流館再整備事業		宿泊研修施設きらら交流館の再整備にあたり、令和2・3年度に実施した基本計画策定及びPPP/PFI導入可能性調査業務の結果、「公設+指定管理方式」が最適であるとの結論になった。また、同計画において、リニューアルオープン後の指定管理者を候補者として先行公募することとし、令和5年9月に富士商株式会社を指定管理候補者として選定した。同年12月には、基本設計及び実施設計を一括発注としたプロポーザルを実施し、設計事業者として株式会社NSP設計と契約を行い、令和6年度末で設計業務を完了させた。令和7年度から改修工事に入り、令和9年度中の完成を目指す。	R4以前～ R12以降	628,300	シティセールス課
きらら交流館運営事業	スマエジ	休館中のきらら交流館の維持管理を行う。 社会教育課所管施設であった当該施設を令和7年度から「海辺の駅 そらうみ」としてリニューアルオープンに向けて改修工事に入るため、令和7年4月にシティセールス課へ所管替えを行い、所管替え以降はシティセールス課が維持管理を行う。	R7～ R12以降	62	シティセールス課
観光プロモーション事業		当該事業は、観光パンフレット及び観光マップ、WEBサイト及びSNS等の情報発信の媒体の中から、目的に応じ、より効果的な手法を選択した上で、本市を知ってもらい、観光誘客に繋げ、観光消費額の増加を図るものである。 令和7年度の取組は、観光パンフレット「スマイルスポット」を20,000部増刷し、公共施設、市内外観光事業所、公共交通機関のほか、各種イベント等で配布し、認知度向上及び市内の周遊促進を図る。	R4以前～ R12以降	1,430	シティセールス課
地域おこし協力隊受入事業		中山間地域では、住民の減少や高齢化に伴い、耕作放棄地の増大、集落機能の低下が著しい地域がある。地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備、地域住民の担い手となる人材を育成、確保していく中で、地域課題を解決するための施策を推進し地域住民を主体とした持続可能な中山間地域を目指す。その手法として地域おこし協力隊を設置する。なお、予算の内訳としては令和4年度に川上地域での地域おこし協力隊に応募され、令和5年度に着任された方1名の活動費を令和7年度まで、令和8年度は令和7年度に募集・令和8年度着任とした地域おこし協力隊(仮)の予算を計上する。(農業を主体として活動される方を令和7年度募集予定である。)	R4以前～ R12以降	5,833	地域活性化室

まちの価値を創る

(2) 文化・スポーツの振興

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
文化会館改修事業		文化芸術によるまちづくりを推進していくため、その拠点施設となる築後30年を経過した文化会館について、令和5～6年度に実施した老朽化調査及び中長期整備計画を基に改修を実施する。 また、館内各所の雨漏りを解消するため、屋上防水工事を5箇年に分けて年次的に実施する。令和7年度は4期工事として、トイレ及び通路、電気室の屋上防水工事を実施する。	R4以前～ R12以降	18,545	文化スポーツ推進課
現代ガラス展開催事業	スマエジ	本市の特色の一つであるガラス文化を推進するため、平成13年度から3年に1度開催している「現代ガラス展in山陽小野田」の第10回展に向けての準備年である。ガラス作家・故竹内傳治の若手作家を育成したいという思いから、45歳という年齢制限を設け、今では全国的な知名度を誇る若手登竜門のコンペティションとなっている。 第10回展は、これまでの開催内容に工夫を凝らしながら、ガラス文化の魅力をさらに引き出し、交流人口の増加を図るほか、第9回展にも開催した県立萩美術館・浦上記念館や東京・上野の森美術館を会場とした特別作品展等を開催することにより、市内外へのガラス文化発信に加えて、本市の魅力を首都圏で広く発信する。	R4以前～ R12以降	3,000	文化スポーツ推進課
ガラスアート作品貸出し支援事業		本市のガラス文化を市内外に発信する取組の一つとして、令和4年8月から市が所蔵している竹内傳治先生のガラスアート作品13点と現代ガラス展受賞作品27点の計40点を、市内に事務所又は活動の拠点がある団体等に無料(運搬費用は有料)で貸し出している。 そのため、突発的に事業者から作品を回収する必要性が生じた場合の運搬費用を計上する。 ※令和5年度にガラスアート作品単品でも条件を満たせば、貸し出しできるよう要綱改正を行った。	R4以前～ R12以降	598	文化スポーツ推進課
CLASS GLASS推進事業		本市では、公設ガラス工房「きららガラス未来館」の活用や全国規模の現代ガラス展を開催するなど、ガラスアートによるまちづくりに取り組んでいる。 当該施設は、指定管理により小野田ガラス㈱が運営しており、ガラス造成作家が、自身のガラス作家活動をしながら体験学習の指導等に従事している。 故に、小野田ガラス㈱と協力し、ガラスアート作品をブランド化し、販売を行うことにより、ガラスアートのまちの取組との相乗効果により、市の知名度向上に加え、ふるさと納税の増加等を図る。 なお、令和5年度からは、当該事業の主たる部分を小野田ガラス㈱に委託し、ブランドの運営・発展を推進していくこととしている。	R4以前～ R12以降	657	文化スポーツ推進課
かるたによるまちづくり推進事業	スマエジ	市内公共施設や幼・保育園、小・中学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及に努める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者のさらなる増加を図ることで、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信し、交流人口の拡大を図るなど、かるたによるまちづくりを展開する。	R4以前～ R12以降	637	文化スポーツ推進課
山口県警察音楽隊演奏会開催事業	スマエジ	県民と警察を結ぶ「音のかけ橋」として、地域の安全や交通安全に関する行事等で活躍する山口県警察音楽隊を、不二輸送機ホールに招聘し、広く市民の方に聞いてもらう機会を提供することにより芸術文化によるまちづくりを推進する。 令和6年度に不二輸送機ホール開館30周年記念事業として実施し、令和7年度についても開催する。	R6～ R12以降	453	文化スポーツ推進課

まちの価値を創る

(2) 文化・スポーツの振興

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市民体育館整備事業		市民体育館の利用環境向上のため、アリーナの空調設備新設やトイレの洋式化等を行う。 令和7年度から、アリーナ内特定天井の解消、アリーナへの空調設備の新設、館内トイレの洋式化、シャワー室の改修を実施する。 また、これにより避難所としての環境整備・機能向上を併せて図る。 なお、工事により令和7年度冬から令和8年度末までの間はアリーナの利用を休止する。	R6～ R8	331,500	文化スポーツ推進課
レノファ山口とのパートナーシップ事業	スマエジ	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、本市を練習拠点としているプロスポーツチーム「レノファ山口FC」を活用し、選手による市内小・中学校や保育園、幼稚園等を巡回し、スポーツ交流事業を実施する。 選手やスタッフ等と市民が交流する場を作ることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施するとともに、レノファ山口ホームゲームでは市PRを併せて実施する。	R4以前～ R12以降	834	文化スポーツ推進課
パラサイクリング支援の輪拡大事業	スマエジ	パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンデム自転車の体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また、小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。	R4以前～ R12以降	200	文化スポーツ推進課
パラサイクリングのまちPR事業	スマエジ	東京パラリンピック、パリパラリンピックを通して、パラサイクリング日本ナショナルチームの応援を通じた市民の一体感の醸成や障がい者スポーツへの理解促進等を進めてきた中で、今後においてもパラサイクリング連盟との連携を図り、市内でのチーム活動や市民との交流事業を実施するため業務委託としてパラサイクリング連盟に事業の実施を委託する。	R4以前～ R12以降	1,100	文化スポーツ推進課
宝くじスポーツフェア開催事業	スマエジ	一般財団法人自治総合センターが公募している「宝くじスポーツフェア」のうち、ドリーム・サッカーの開催を希望している。 ＜事業の内容＞サッカー元日本代表選手及び元日本代表に準ずる元選手からなるドリームチームと開催地チームとの親善試合、サッカー教室等を行う。 ①サッカー指導者クリニック(120分) 少年少女サッカーチームの指導者(40～50名程度)を対象に開催 ②少年少女サッカー教室(120分) 小学校5、6年生(200名程度)を対象に開催 ③アトラクション(15分) ドリームチームメンバーと開催地とのPK合戦 ④親善試合「ドリーム・ゲーム」(75分) ドリームチーム対開催地チーム／前後半各30分、ハーフタイム15分 ⑤ドリーム抽選会(15分) 親善試合ハーフタイム時に実施／観客を対象に出場選手サイン入りボールなど	R7～ R7	250	文化スポーツ推進課
サッカー交流公園運営業務	スマエジ	令和5年4月から5年間、サッカー交流公園の管理・運営業務に指定管理者制度を導入したことで、今まで以上にスポーツ活動を通じた交流を生み、交流した人の笑顔が市内外に広がっていくような発信拠点としての運営を民間事業者とともに目指す。 【施設概要】 サッカー場(天然芝)1面、多目的広場(人工芝)2面 管理棟1棟 ※セミナールーム2室、更衣室男女各1室、シャワー設備ほか	R4以前～ R12以降	66,628	文化スポーツ推進課



まちの価値を創る

(3) 官民連携（PPP）の推進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
LABVプロジェクト推進事業		平成31年度に国の補助事業を活用した可能性調査の結果を踏まえ、商工センター跡地、中央福祉センター跡地、高砂用地、山口銀行小野田支店跡地を対象としたLABV手法によるエリアマネジメントの取組で、令和4年度に設立された山陽小野田LABVプロジェクト合同会社が実施主体である。令和6年4月からは、公共施設もテナントとして入居するAスクエアが供用を開始し、今後は他の事業候補地における事業化検討を進めていく。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課

まちの価値を創る

(4) 地域経済の活力増進

事業名	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
企業誘致推進事業		小野田・楠企業団地への新規誘致や内発促進(市内の既存企業による設備投資)に努め、市内事業所の増加を図り、市勢の発展へ寄与する。 手法として、企業訪問による優遇制度の紹介、山口県企業誘致推進連絡協議会(協議会での主な取組としては、PR物品の作成や展示会の出展、企業情報の提供。)との連携、融資制度の設定などにより、事業の推進に努める。	R4以前～ R12以降	10,943	商工労働課
工場設置奨励金等交付事業		厳しい都市間競争の中で企業誘致を進めるため、工場設置奨励条例による優遇措置(工場設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、従業員住宅新設奨励金)を特典とし、企業誘致活動を展開する。	R4以前～ R12以降	207,394	商工労働課
産学官連携推進事業	理科大	山口東京理科大学は、公立化及び薬学部の設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。また、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	商工労働課
空き店舗等利活用支援事業		市内の指定地区において、空き店舗を活用して事業をする者(既存事業者、新規起業家等)に対して、当該店舗において事業を開始するための「リニューアルの費用」の一部を補助する。 令和6年度より、指定地区の一部(旧セメント町商店街周辺)について、補助金の上限額の引き上げを行い、中心市街地の活性化を図る。	R4以前～ R12以降	2,000	商工労働課
創業支援事業		「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づき、創業を希望する方への個別相談、会計処理相談などの各種相談会、短期の集中セミナー(起業塾)等を実施する。また、市内で創業を希望する方を対象に、おのだサンパーク内の店舗スペースを一定期間提供する「チャレンジショップ」を実施する。 創業後の伴走支援として、「山陽小野田市創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援事業を受けた事業者に対し、補助金を交付する。創業後、1年経過したことを交付要件とし、1年度につき10万円、3年間交付する。	R4以前～ R12以降	6,248	商工労働課
新規就農者支援事業		経営の不安定な就農初期段階の新規就農者に対し、農業用機械又は施設等の整備に要する経費の一部を補助し、経営の安定化及び次世代を担う農業者を確保・育成することを目的とする。	R4以前～ R12以降	5,088	農林水産課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
子育て支援アプリ導入事業	2-(1)	妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートすることができる子育て支援アプリを導入する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課
介護認定審査会ペーパーレス化事業		介護認定審査会資料をペーパーレス化することで、委員はクラウド上で事前の審査資料を確認できるようになり、現状の郵送と比較して迅速な資料提供が可能となる。また、審査資料の印刷費、郵送料、冊子作成に係る人件費などが大幅に削減できるため、コストカットが見込める。	R7～R12以降	1,876	高齢福祉課
デジタルを活用した保健事業の推進事業		令和5年度からデジタル推進課を中心に検討・実施しているスマートシティ推進事業の内、スマートウォッチ等のデジタル機器と健康データを活用した健康づくり事業について、国保保健事業においても活用する。具体的にはスマートウォッチと市民アプリを国保被保険者に活用してもらい、データに基づき、対象者の状況に応じた保健指導を実施する。またデータ連携基盤の整備に伴いマイナポータル等経由の情報やライフログデータと掛け合わせPHRの利活用を推進していく。	R6～ R12以降	ゼロ予算	保険年金課
マイナンバーカードと被保険者証の一体化(「マイナ保険証」)関連事業		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年6月9日公布)が令和6年12月2日に施行されたことに伴い、マイナンバーカードと被保険者証の一体化(「マイナ保険証」)を進めるため、同日から被保険者証の新規発行を終了した。これに対応して、令和6年度中には、加入者情報の発行、資格確認書の発行、関連システムの改修等を行う必要がある。令和7年度は、いまだマイナ保険証への移行期間であるため、資格確認書等の適正な発行、国からの追加の情報発出に対応できるようにする必要がある。	R6～ R7	1,189	保険年金課
防災気象情報システム導入・運用事業	1-(2)	近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システムを導入したが、本市は干拓地で低地が多いため、高潮及び津波被害の発生する可能性も高い。そのため、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内の沿岸部に高潮及び津波被害を視認できる監視カメラを設置し、市民の迅速な自助・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な潮の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、高潮の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「逃げ遅れがゼロ」に資する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	総務課
自主防災組織等育成事業	1-(2)	自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。また、安全かつ簡単に災害体験できるVR機器を導入し、地域防災力の向上を図る。	R4以前～ R12以降	1,120	総務課
処理場通信機器設置事業		小野田水処理センターでは、執行委任を受けている事業が多く、本庁職員と会議等を行う機会が多い。しかし、本庁職員が業務用PCを持ち込んで会議に参加しても、ネット回線にアクセスできない状況にある。その結果、会議で使用する資料を別途印刷して準備しなければならないなど、業務進行に支障をきたしている。これを解決し業務を円滑に行うことを達成するため。	R7～ R7	1,370	下水道課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
下水道管理デジタル化推進事業		下水道事業の効率的な運営のため、紙媒体で管理している既存の情報や金融機関との取引をデジタル化し、職員の事務負担の軽減やミスの防止を図る。 また、地下埋設物協議のWeb受付システムの導入により、行政サービスの質を向上させてマンパワーが不足する工事業者の業務負担の軽減を図るとともに、職員の事務を効率化する。	R5～ R12以降	498	下水道課
高泊地区デマンド型交通運営事業		令和4年度に策定した地域公共交通計画に基づき、R4.10月のバスのダイヤ改正に合わせ、「高畑・高泊循環線」のうち「高泊地区路線」を廃止するとともに、同エリアを対象に、タクシー会社によるデマンド型交通を導入し、地域の生活交通手段の確保に努めている。事業の実施にあたっては、定期的に利用者の意見を聴取するなどし、利用促進を図っていく。 ※デマンドタクシーは、R4.10月からR5.9月まで実証運行を実施し、その後本格運行(R5.10～)に移行した。 ※R6当初予算編成時にR7債務負担行為を設定(R7～R9)。	R4以前～ R12以降	6,288	商工労働課
GIGAスクール推進事業	2ー(2)	児童生徒に1人1台ずつ整備したタブレット端末を活用して、効果的な授業ができるようICT支援員を配置し、学校からの質問や機器の故障に対応可能な環境を整備する。また、Wi-Fi環境のない生活保護世帯及び就学援助対象世帯のインターネットにかかる通信料を負担する。 1人1台端末環境による学びが本格化し、学校における端末活用は日常化の段階に移行しており、今後は子どもの学びのDXを実現していくための支援基盤を構築することが重要と考える。 令和2年度に整備した1人1台端末は故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫っているため、補助要件である県の共同調達により、児童生徒分(予備機含む)のみ更新する。調達数は納品が年度末となることを想定し、令和8年度の児童生徒見込数とする。	R4以前～ R12以降	179,516	学校教育課
学校図書システム更新事業		学校図書システムの老朽化に伴い、機器の更新を行う。併せて、図書館の図書システムの統合を進めることで、学校にない本を図書館や他校から借りることを可能とするなど、学校図書館機能を充実・拡大させ、児童生徒の豊かな読書環境づくりを推進する。	R4以前～ R12以降	5,251	学校教育課
埴生幼稚園栄養管理事業		幼稚園給食に対応した栄養管理ソフトを導入することで、食物アレルギー管理の安全性を向上させる。加えて、食育指導や工夫を凝らした献立作成業務に時間を費やすことができ、栄養価の数値以外の様々な面に配慮した献立作成を行うことが可能になる。	R4以前～ R12以降	47	学校教育課
リーディングDXスクール事業	2ー(2)	国は、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた優れた実践の創出、普及・展開の拠点となる「リーディングDXスクール事業指定校」を指定し、1人1台端末の標準仕様に含まれている汎用的なソフトウェアとクラウド環境を活用した効果的な教育実践を創出・モデル化し、互いの実践からの相互学習を強く推奨しつつ校種を超えて横展開することにより、GIGAスクール構想の加速化を図ることを目的とし、「リーディングDXスクール事業」を推進している。 本市でも、小野田中学校区の中学校及び小学校が当該事業に参加することで、効率的な教育実践を創出し、市内各学校に横展開していく。	R7～ R7	708	学校教育課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
小学校社会科副読本デジタル化事業		小学校3・4年生の社会科学習では、地域を教材化した副読本を使用し授業を実施している。副読本「はっけん！山陽小野田」は、本市の歴史や文化・産業、主要施設など、地域の情報を掲載している。 令和5年度は新学習指導要領を踏まえて、本市の現状に合うように副読本を改訂する必要がある、この機会に、これからの学習者用デジタル教科書の導入の流れに向けて、1人1台端末を効果的に活用し、副読本のデジタル教科書化を推進する。 また、一般の大人もWebで閲覧が可能となるため、市内外の人に、本市の住みよさや歴史、文化を知ってもらい、住んでみたいと思ってもらえるよう、シティセールスのツールとして活用する。	R5～ R12以降	548	学校教育課
電子書籍購入事業	2-(3)	令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。 今後も、電子書籍のコンテンツを更に充実させるために年次的に電子書籍を購入する。(利用期限切れの電子書籍の再購入や新刊購入が必要なため)	R4以前～ R12以降	1,500	中央・厚狭図書館
人事給与システム構築・運用事業		令和3年度に人事給与システムをシステム更新のタイミングに合わせクラウド化し、運用開始した。 クラウド化により国の制度等への迅速な対応が可能となり、また、安定稼働に繋がっている。 引き続き、給与制度改革への迅速な対応や、人事給与システムの安定稼働のためのシステム構築や運用保守が必要である。	R4以前～ R12以降	6,270	人事課
庶務事務システム導入事業		令和4年度に、職員の休暇管理、時間外勤務手当等をシステム上で管理する「庶務事務システム」を導入 当該システムの導入により業務がデータ化され、業務の迅速化や効率化に繋がり、職員の負担を大幅に軽減させることができている。令和7年度以降も、公務員制度改革に合わせたシステム改修や、安定稼働のため保守等を行いながら運用していく必要がある。	R4以前～ R12以降	11,352	人事課
RPA及びAI-OCR導入・活用事業		他自治体においてRPA及びAI-OCRの導入による作業時間の削減効果が大きい業務と同業務に適用し、定型(単純)業務の自動化により事務処理の効率化を図る。これにより、職員の作業時間の削減、ヒューマンエラーをなくすることができるほか、事務処理の効率化により生じた時間を市民サービス向上に充てる。	R4以前～ R12以降	2,503	デジタル推進課
キャッシュレス決済事業		令和4年度に導入したキャッシュレス決済対応のPOSレジシステムを利用することにより、クレジットカードや電子マネー等による現金以外での支払方法が可能となり、市民の利便性向上及び職員の手数料収納業務の効率化並びに、市が掲げるICT技術の利活用による市のデジタル化の推進を図ることが出来る。また、現金の取り扱いが減少することで、接触機会の減少が可能となり、新型コロナウイルス等の感染症拡大の予防となる。	R5～ R12以降	302	市民課
ビジネスチャットツール導入事業		本市では、職員間の連絡手段として、ビジネスチャットをフリープラン(無償)で活用している。業務の効率化、省力化の面から、改めてビジネスチャットの活用が不可欠である。現行のフリープランのサービスが令和8年1月末で終了となることを機に、今後もビジネスチャットを継続して利用する。導入に当たっては、業務の効率化や省力化、災害時における迅速な協議、セキュリティ性の確保の面から、本市に適したツールを選定する。	R7～ R12以降	462	デジタル推進課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
デジタル化推進事業		将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。さらに、生成AIなど新たなデジタルサービスについても、市民生活の質向上や市業務の効率化に資するものは導入を図る。	R4以前～ R12以降	7,200	デジタル推進課
デジタルを活用した地域づくり推進事業		持続可能な地域コミュニティの形成に向け、協創によるまちづくりの考え方のもと、地域運営組織の形成や新たな市民活動センターの設置に取り組んでいる。これらを推進していくためには、組織の立ち上げに加え、その後の円滑な活動を促し、市民の参加意欲を高める仕掛けが必要である。令和5年度のDX協創プラットフォームでの提案を基に、地域づくりのデジタル化を進める。なお、実施に当たっては、山口東京理科大学や市民とDX協創プラットフォームの地域づくり部会を形成して、協議しながら取り組むとともに、市民活動センターの指定管理者、地域づくりに携わる関係部署と協力しながら取り組む。	R6～ R12以降	200	デジタル推進課
デジタルデバйд対策事業		スマートシティ及びスマート自治体を推進するに当たっては、少なからず市民のICTに関する知識が必要となる。国においても「誰一人取り残さない」デジタル化を進めることが至上命題とされているところであり、本市でも市民の方が公平にデジタル化による利便性の向上や、新たなサービスの提供を速やかに享受できるよう取り組んでいく必要がある。 地域交流センターや地域、シルバー人材センター等と連携し、デジタル機器の使い方、各種デジタルサービスの利用方法等に係る講習会を実施する中で講師・サポーターを養成し、地域でデジタル機器の使い方を教え合う相談体制をつくる。	R4以前～ R12以降	400	デジタル推進課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業		令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課や保険年金課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されたことから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用に広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。	R5～ R12以降	52,912	デジタル推進課
マイナンバーカード等交付関連事務事業		番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きを随時行う。	R4以前～ R12以降	2,658	市民課

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
マイナンバーカード申請支援事業		職員が、市民のマイナンバーカード申請手続きを支援することで、カードの取得推進を図るとともに、企業・団体、施設等への出張や市出先機関での申請受付、イベント出張等の申請サポートを継続して行っていく。	R4以前～ R12以降	907	市民課
マイナンバーカード等交付関連事務事業(臨時分)		マイナンバーカードの交付や交付後の住所変更等に伴う券面記載事項の書き換え等の手続き、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きに必要な統合端末、裏書プリンタのサポートが令和7年10月に終了することに伴い、機器の更新を行う。	R7～ R7	1,693	市民課
証明書コンビニ交付事業		マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアや一部のスーパーマーケット等に設置されているキオスク端末で各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明等)の取得が可能となる交付サービスを令和2年2月25日から実施している。	R4以前～ R12以降	11,983	市民課
証明書等自動交付事業		窓口での混雑緩和や対面による手続きを低減させる方法のひとつとして、マイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付の取扱いを令和2年2月25日から開始している。今後、カードの取得を促すためにもその利便性を市民に周知するための取組みとしてコンビニ交付は市民サービスの向上にも寄与するものであることから、コンビニ交付で利用するキオスク端末を庁舎内に設置し、職員が操作方法等を案内することにより、市民が操作に慣れるための環境を整備し、最寄りのコンビニエンスストア等を利用した証明書の発行へとつなげていく。	R4以前～ R12以降	1,105	市民課
申請書作成支援事業		市民課では、令和2年度以降、通常の異動・証明発行等の手続きのほかに、マイナンバーカードの手続きでの来庁者が増え、窓口でいわゆる3密の状態になることが多いことから、マイナンバーカードを利用して申請書に氏名、住所等の情報を入力することができる申請書作成支援システムを導入した。本システムの導入は、マイナンバーカードの普及に伴い、このシステムを利用できる市民の方が増加し、市民負担の軽減や庁舎滞在時間の短縮により市民サービスの向上が見込まれる。	R4以前～ R12以降	436	市民課
マイナンバーカード等交付関連事務事業		番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。令和3年度から南支所にも統合端末等を設置し、マイナンバーカードを保有している方の住所異動等、一部の手続きを行っている。	R4以前～ R12以降	338	南支所
マイナンバーカード等交付関連事務事業(臨時分)		マイナンバーカードの交付や交付後の住所変更等に伴う券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きに必要な統合端末、裏書プリンタのサポートが令和7年10月に終了することに伴い、機器の更新を行う。	R7～ R7	187	南支所
マイナンバーカード等交付関連事務事業(臨時分)		現在、マイナンバーカードの申請・交付や交付後の住所変更等に伴う券面記載事項の書き換え、電子証明書の新規発行・更新、パスワードの変更、転入の手続き等の事務処理は住民基本台帳ネットワークシステム統合端末のサポートが令和7年10月に終了することに伴い、機器の更新を行う。	R7～ R7	187	埴生支所

3つの横断的施策

(1) デジタル化の推進

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
マイナンバーカード等交付 関連事務事業		番号法の施行により、平成27年10月から国民にマイナンバーが付番・通知され、平成28年1月から申請者にマイナンバーカードを交付している。交付後は、住所や氏名等の記載事項に変更が生じた場合の券面記載事項の書き換え等の手続や、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続を随時行う。市民窓口課では、職員が市民のマイナンバーカード申請手続きの支援を継続することで、カードの利用促進を図る。	R4以前～ R12以降	1,145	市民窓口課
マイナンバーカード等交付 関連事務事業(臨時分)		マイナンバーカードの交付や交付後の住所変更等に伴う券面記載事項の書き換え等の手続きや、電子証明書更新、暗証番号の変更、マイナンバーカードの有効期限満了に伴う切替等の手続きに必要な統合端末、裏書プリンタのサポートが令和7年10月に終了することに伴い、機器の更新を行う。	R7～ R7	1,318	市民窓口課
軽自動車手続関係オンライン化対応事業(臨時分)		令和5年1月から軽自動車保有関係手続きのワンストップサービス(軽OSS)、軽自動車税納付確認システム(軽JNKs)が運用開始された。対象は当時、軽自動車(三輪・四輪)であったが、令和7年4月から二輪の小型自動車(小型二輪)が追加される予定である。また、二輪の軽自動車(軽二輪)においては、「新車新規」・「記載事項変更」・「一時抹消」について対応し、令和8年1月運用予定である。これにより、軽OSSの対象に「軽二輪」が追加されるため、基幹税務システムの改修を行う。	R6～ R7	1,069	税務課
eLTAX更改事業		令和8年10月にeLTAX第5期更改が行われ、eLTAXを利用して納税通知書(軽自動車税・固定資産税)の電子化、国税からの問い合わせ資料や他団体への資料(市民税・軽自動車税・固定資産税)回送システムの改修など機能が強化される。それに伴い、基幹システムの改修及びeLTAX利用端末の更新を行う。	R7～ R8	812	税務課
文書管理システム運用事業		令和5年1月に導入した電子決裁機能を持つ文書管理システムの安定した運用を図る。	R4以前～ R12以降	7,577	総務課
戸籍システムの標準準拠システムへの移行事業		地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令(令和4年政令第1号)において、「戸籍」「戸籍の附票」は、標準化対象事務として定められている。地方公共団体は、令和7年度までに、標準化対象事務の処理に利用する情報システムについて、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を求められているため、令和7年度までに戸籍システムを標準準拠システムへ移行する。	R6～ R7	46,541	市民課
タブレット端末導入事業		国はデジタル社会の早期実現を目指して、行政のデジタル化を喫緊の課題として取り組んでいる。県内では既に8市が議案等のペーパーレス化を行っており、本市も議案審査等にタブレット端末及びペーパーレス議会システムを導入して、時代に合った議会運営を行う。	R5～ R12以降	3,007	議会事務局
タブレット端末更新事業 (臨時)		令和5年5月から導入したタブレット端末及びペーパーレス会議システムは令和8年4月までの3年間の契約期間であるため、令和7年度中に契約更新に向けた準備を行う。令和7年度は次期更新に向けた準備を行うため予算措置はなく、令和8年度に予算措置を行う。	R7～ R8	ゼロ予算	議会事務局

3つの横断的施策

(2) 山口東京理科大学との連携

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催		山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者、医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康・長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	R4以前～ R12以降	490	健康増進課
スマイルエイジング薬局事業		スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。	R4以前～ R12以降	231	健康増進課
産学官連携推進事業	3-(4)	山口東京理科大学は、公立化及び薬学部の設置によって、学生、教職員などの大学関係者による人口増加のほか、産学官連携の強化による地域産業の活性化等が見込まれることから、本市発展の核となることが期待されている。このため、大学と市内企業の交流を促進することで、新商品の開発、人材育成など幅広く連携する環境を整備する。また、平成28年7月25日に市、理科大、小野田商工会議所、山陽商工会議所で構成する山陽小野田市産学官連携推進協議会を立ち上げた。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	商工労働課
スマイル・サイエンス事業	2-(2)	義務教育段階から科学に対する興味、関心を喚起し、科学体験に重点を置いた理数教育の充実を図る。 山口東京理科大学との教育連携協定の一つとして、大学キャンパスを会場とし科学体験・科学作品展を開催する。	R4以前～ R12以降	500	学校教育課
山口東京理科大学連携事業		市と山口東京理科大学は、地域の発展を目的として、平成28年4月に新たに連携協定を締結している。平成30年4月には薬学部が開設されており、今後も様々な連携・協力が予想されることである。連携の推進に当たっては、企画課が窓口となって市と大学双方の連携要望をとりまとめ、円滑な実施に努めている。今後も、連携の対象とする事業や連携の仕組みについてより良い取組となるよう進めることとし、大学の研究機関・教育機関としての役割を踏まえつつ、地域の活性化につながる連携事業を実施する。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	企画課
デジタル化推進事業		将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」を実現するため、本市では「協創」によるまちづくりを進めている。また、「協創」によるまちづくりの一つとして、山口東京理科大学薬学部があることを活かし「スマイルエイジング」を進めている。この取組により、社会保障関連経費の削減や、地域コミュニティの活性化による持続可能なまちづくりを実現することになるが、人口減少を始めとした資源制約がある中、デジタル技術と融合させることで、取組の可能性を広げる。具体的には、市民や団体などの各担い手が「協創」や「スマイルエイジング」のまちづくりに主体的に参加することを促すとともに、まちづくりの質の向上を図るために、デジタル技術を活用する。なお、「スマートシティ」に取り組むに当たっては、健康やデジタル技術に係る知見を有する山口東京理科大学との連携を図る。さらに、生成AIなど新たなデジタルサービスについても、市民生活の質向上や市業務の効率化に資するものは導入を図る。	R4以前～ R12以降	7,200	デジタル推進課
デジタルを活用した地域づくり推進事業		持続可能な地域コミュニティの形成に向け、協創によるまちづくりの考え方のもと、地域運営組織の形成や新たな市民活動センターの設置に取り組んでいる。これらを推進していくためには、組織の立ち上げに加え、その後の円滑な活動を促し、市民の参加意欲を高める仕掛けが必要である。令和5年度のDX協創プラットフォームでの提案を基に、地域づくりのデジタル化を進める。なお、実施に当たっては、山口東京理科大学や市民とDX協創プラットフォームの地域づくり部会を形成して、協議しながら取り組むとともに、市民活動センターの指定管理者、地域づくりに携わる関係部署と協力しながら取り組む。	R6～ R12以降	200	デジタル推進課

3つの横断的施策

(2) 山口東京理科大学との連携

事業名	重点 施策	事業概要	事業期間	令和7年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業		令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課や保険年金課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されたことから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用に広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。	R5～ R12以降	52,912	デジタル推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
公立保育所運営事業	知守 食事 運動 交流		公立保育所で保育を実施する。 (R4年度から 日の出保育園・厚陽保育園・ねたろう保育園) 第2子以降の保育料について、所得制限や扶養児童のカウント要件を設けずに令和6年9月分から無償化し、その財源を県と市が2分の1ずつ負担する。	R4以前～ R12以降	45,836	子育て支援課
公立保育所運営事業(臨時)	知守 食事 運動 交流	2ー(1)	食材料費のさらなる価格上昇や高止まり等の影響による物価高騰に対応するため、栄養バランスや量を保った食事の提供を継続するため、公立保育所の賄材料費の物価高騰相当額を計上する。	R6～ R7	4,217	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	食事 交流	2ー(1)	市内3箇所の保育園(さくら・姫井・貞源寺第二)で月曜日から金曜日までに5時間開設。(H29年度までは焼野保育園でも実施、R3年度より須恵保育園は人員不足により休止中) 子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談の受付や子育て支援に関する講習会を実施。 また、近隣の児童館に出張し、育児相談及び育児講習を実施する。	R4以前～ R12以降	26,142	子育て支援課
子育てコンシェルジュ事業	交流	2ー(1)	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、子育て世代の実態を拾い上げ、声のかけやすい子育て相談窓口となり、子育て世代のニーズの把握、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代の応援及び自立を支援し、いきいきと楽しく子育てができる地域社会をつくる。	R4以前～ R12以降	20	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業	交流	2ー(1)	妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。	R4以前～ R12以降	7,631	子育て支援課
地域子育て支援拠点(スマイルキッズ)事業	食事 交流	2ー(1)	子育て総合支援センターにおいて、乳幼児と保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行う。 また、子育て総合支援センター内に小規模の畑を整備し、未就学児をもつ親子が参加し、地域住民の指導のもとに、野菜の苗植え、水やり、収穫等の体験を行うキッズファーム事業も実施。収穫した野菜は、地域住民と収穫時に試食したり、キッズキッチンでの食育講座の食材に活用する。	R4以前～ R12以降	804	子育て支援課
子育て総合支援センター管理・運営事業(臨時分)	交流	2ー(1)	妊娠期及び子育て期の世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、子育てに関する相談支援や情報交換や交流の場等を提供し、子どもの健やかな成長を支援するための拠点施設である「子育て総合支援センター(スマイルキッズ)」の管理運営を行う。 【臨時】 令和7年4月から子育て総合支援センター内にこども家庭センターを設置することから、現在の子育て総合支援センターのパネルフレットを再作成するための費用を計上。	R7～ R7	110	子育て支援課
利用者支援事業(妊娠等包括相談支援事業型)	知守	2ー(1)	妊娠時から妊婦・その配偶者に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。	R4以前～ R12以降	3,949	子育て支援課
児童館管理運営事業	交流		市内6校区(本山・赤崎・須恵・高泊・高千帆・有帆)に児童館を設置し、児童の健全育成及び育児相談・支援を実施する。	R4以前～ R12以降	42,891	子育て支援課
ファミリーサポートセンター事業	交流	2ー(1)	子育ての援助を受けたい方と援助ができる方による地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行う。会員の募集や登録事務、援助に関する調整、講習会、交流会の開催及び広報紙の発行を行う。	R4以前～ R12以降	324	子育て支援課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
地域組織活動育成事業	交流	2- (1)	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図る。 市内7団体(本山・赤崎・小野田・高泊・高千帆・出合・厚陽)	R4以前～ R12以降	1,040	子育て支援課
児童遊園施設整備事業	運動		子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行う。 また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行う。	R4以前～ R12以降	526	子育て支援課
乳児健康診査事業	知守		出生届出時に交付された乳児一般健康診査受診票により委託契約締結医療機関で公費にて受診する。継続的な健康の保持増進を図るために個票により情報を管理する。健康診査と併せて安否確認も行う。	R4以前～ R12以降	6,125	子育て支援課
幼児健康診査事業	知守 食事		母子保健法第13条、発達障害者支援法第5条により1歳6か月児健康診査及び3歳児集団健康診査として実施する。運動機能、視聴覚等の障害、発達障害を持った子どもを早期発見し、適切な指導を行う、心身障害の進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図る。	R4以前～ R12以降	2,008	子育て支援課
発育・発達事業	知守		母子保健法第12条、発達障害者支援法第5条及び6条、乳幼児発達相談指導事業に基づき、幼児健康診査の心理相談、年中児の心理相談会を実施	R4以前～ R12以降	203	子育て支援課
妊産婦健康診査事業	知守	2- (1)	母子健康手帳及び妊産婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、妊婦健康診査補助券(14回)及び産婦健康診査受診補助券(2回(産後2週間・産後1か月))を交付し、妊産婦健康診査を実施。また産婦健康診査は、産後2つの予防や新生児への虐待予防を図ることも目的とする。	R4以前～ R12以降	39,961	子育て支援課
妊娠の届出と母子健康手帳の交付	知守		母子健康手帳及び妊婦健康診査補助券交付申請書を兼ねた妊娠届出書を提出した者に、母子健康手帳を交付する。	R4以前～ R12以降	70	子育て支援課
産前産後サポート事業(マタニティひろば)	知守 交流	2- (1)	市内に在住する妊産婦とその家族を対象に、妊娠・出産や子育てに関する悩み等について保健師等の専門家による相談支援を行うとともに妊産婦同士の相互交流により家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図る。また、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の習得により妊産婦の健康管理の向上を図る。参加者が参加しやすいように、平日だけでなく休日にも開催する。オンラインでの参加も可能な体制とする。	R4以前～ R12以降	295	子育て支援課
母子保健健康教育事业	知守	2- (1)	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、専門家の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、あんしん子育てひろば・離乳食ひろばを開催する。また離乳食から幼児食への移行、う歯予防のための歯並びひろばを開催する。	R4以前～ R12以降	256	子育て支援課
発育・発達事業(療育教室)	知守	2- (1)	幼児健診等において、経過観察が必要とされた児及び育児に不安を持つ保護者に対して、親子遊び、育児相談、発達相談等の療育教室を実施する。定期的に利用することで保護者が育児に自信が持てるようになったり、児の発達を中心に障害との付き合い方や児の見方について学ぶことで早期療育につながるなどの早期の発達支援を行う。	R4以前～ R12以降	234	子育て支援課
定例育児相談(すくすく相談)・随時育児相談事業	知守	2- (1)	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催する。また不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時で対応する。(オンライン相談含む)	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課
母子家庭訪問指導事業	知守	2- (1)	ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に訪問し訪問指導を実施する。各種健康診査未受診者に対する受診勧奨及び安否確認も行う。	R4以前～ R12以降	ゼロ予算	子育て支援課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
利用者支援事業(こども家庭センター型)	知守	2- (1)	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施する。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携してサポートプランの策定を行うこども家庭センターを運営する。	R4以前～ R12以降	4,312	子育て支援課
産後ケア事業	知守	2- (1)	産後に心身の不調、または育児不安のある等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。	R4以前～ R12以降	1,021	子育て支援課
母子保健推進員育成・活動支援事業	交流	2- (1)	母子保健施策を推進するために、母子保健事業への協力や周知、普及啓発を行い、市民と行政のパイプ役として積極的な子育て支援活動を展開することにより、各地域に母子保健推進員を配置し、地域での活動展開を支援する。	R4以前～ R12以降	537	子育て支援課
妊婦歯科健康診査事業	食事	2- (1)	妊娠中の流早産の原因には様々あるが、歯周病は其中之一に挙げられる。妊娠中の歯科保健対策として、妊婦歯科健康診査を実施することで歯周病の予防、早期発見を行い、適切な治療に結びつけ妊娠・出産が安心できるように支援する。	R4以前～ R12以降	592	子育て支援課
多胎妊産婦支援事業	知守	2- (1)	多胎妊産婦に対して、妊婦健康診査費用の追加助成を行うことにより心身等の負担を軽減し、母子とその家族が安心して出産できるように支援する。	R4以前～ R12以降	95	子育て支援課
葉酸サプリメント配布事業	知守 食事	2- (1)	葉酸は適量を摂取することで、二分脊椎などの神経管閉鎖障害等の発症リスクを下げたり、妊娠期の貧血や妊娠高血圧症候群の予防に効果があると言われている。厚生労働省においても特に妊娠計画中及び妊娠初期は通常の食事から摂取する量に加え、サプリメント等を活用することを推奨している。本市においてもこれまでも妊婦等への情報提供は行ってきたが、それに加えて対象者へサプリメントの配布を行い、安心安全な妊娠・出産・育児へとつなぐ一助とする。また、配布時には保健師または管理栄養士による面談を行い、説明した上で配布することにより食生活等を見直すきっかけとする。	R5～ R12以降	228	子育て支援課
新生児聴覚検査費助成事業	知守	2- (1)	聴覚障害は聴覚検査により早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられると言われており、新生児聴覚検査の費用の一部又は全部を助成することで、経済的負担の軽減を図り、全ての新生児が検査を受けやすい体制を整備する。	R6～ R12以降	1,688	子育て支援課
介護支援ボランティア活動事業	交流		第一号被保険者((65歳以上)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R4以前～ R12以降	2,828	高齢福祉課
介護保険第2号被保険者における介護支援ボランティア活動事業	交流		第二号被保険者((40歳以上65歳未満)が、介護保険施設等で介護支援ボランティア活動を行い、活動実績に応じてポイントを付与し、上限を設けて転換交付金を交付する。また、市が養成する介護予防応援隊が行なう音読や体力測定等のボランティア活動に対して、活動実績に応じてポイントを付与し転換交付金を交付できるようにする。	R4以前～ R12以降	303	高齢福祉課
高齢者団体の活性化(老人クラブ等)	交流		単位老人クラブ、老人クラブ連合会に対する補助を行う。いずれも国の間接補助事業。老人クラブは、高齢者の地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施している。	R4以前～ R12以降	1,298	高齢福祉課
生きがいと健康づくり推進事業	交流		市内在住の高齢者が、家庭、地域等社会の各分野で、経験と知識及び技能を生かし、健康で生きがいをもち生活できるよう地域の協力のもと、老人クラブ連合会に対し、スポーツ大会等を委託。その他、高齢者の生きがいと健康づくりに資する事業を展開。	R4以前～ R12以降	1,800	高齢福祉課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
生活支援サービスの体制整備事業	交流		単身や高齢者世帯、認知症高齢者が増加する中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、地域におけるニーズを把握し、地域の実情に応じた生活支援体制を構築するとともに、高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていく。山陽小野田市社会福祉協議会へ事業を委託。	R4以前～ R12以降	8,453	高齢福祉課
高齢者緊急時見守り事業 (地域支援事業:任意事業)	交流		高齢者等が地域で安心して暮らせるように、地域で支えあう体制づくりを推進する。その一つとして、相談及び急病等の緊急時に適切な対応を行うために業務を委託する。委託業務内容は、緊急通報・健康相談受付業務、緊急通報装置端末の管理業務等とする。	R4以前～ R12以降	7,139	高齢福祉課
介護予防普及啓発事業	知守 運動 交流		第1号被保険者(65歳以上の高齢者)に対して、介護予防教室や講座等を実施し、心身の健康保持・増進に関する啓発や教育を行う。また、パンフレットや介護予防手帳(自身の介護予防実施等の記録管理するための媒体)の作成、配布を行い、介護予防の普及啓発を行う。	R4以前～ R12以降	1,032	高齢福祉課
地域介護予防活動支援事業	知守 運動 交流		生活機能の低下した高齢者に対して、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよくアプローチするために、体操等介護予防に充実した内容を行う住民運営通いの場の立ち上げ支援を行う。あわせて、介護予防に効果的なプログラムを提供する。また、介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスに係る介護従事者の基礎研修を実施する。また、介護予防の知識を身に付け、市が実施する介護予防事業等のサポートができる介護予防応援隊の養成と養成後のレベルアップ研修を開催する。	R4以前～ R12以降	397	高齢福祉課
介護予防把握事業	知守		訪問や関係機関との連携、あたまの健康チェックの実施などを通して、閉じこもりやMCIの疑い等何かの支援を要する高齢者の把握を行い、介護予防活動へつなげる。	R4以前～ R12以降	159	高齢福祉課
認知症サポーター養成事業	知守		今後増加する認知症高齢者を地域で支えるために、認知症を正しく理解し地域で支える認知症サポーター養成講座や、認知症サポーター養成講座修了者に対する認知症サポーターステップアップ講座を実施し、認知症を自分の問題として捉え、地域全体で認知症を支えていく意識の醸成を図る。	R4以前～ R12以降	116	高齢福祉課
石丸総合館管理運営事業	知守 運動 交流		地域福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。市が運営し、地域住民の理解と信頼を得つつ、地域社会に密着し、地域住民の生活課題に応じた事業を行う。人権問題に取り組む体制を整備する。	R4以前～ R12以降	3,135	市民活動推進課
民生委員・児童委員活動支援事業	交流		民生委員・児童委員が、地域の方々のよき相談相手として、また行政や関係機関のパイプ役として十分に活動できるよう、民生委員児童委員協議会の運営を支援する。	R4以前～ R12以降	16,285	社会福祉課
国民健康保険特定健診事業	知守		40歳～74歳の市国民健康保険被保険者を対象とした健康診査を実施し、メタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病、脂質異常症等の疾病の早期発見と生活習慣の改善を図る。特定健診未受診者に対して、勧奨時期・勧奨対象者に応じた受診勧奨を実施する。	R4以前～ R12以降	59,651	保険年金課
特定保健指導事業	知守		特定健康診査の検査結果等をもとに選定した対象者に、医師・保健師・管理栄養士などの専門家が、生活習慣を見直すための保健指導を実施することで、生活習慣の改善を図り、糖尿病等の生活習慣病を予防する。特定保健指導の対象者に対して、電話や健診結果説明の際に対面にて利用勧奨を実施する。	R5～ R12以降	4,554	保険年金課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
国民健康保険保健事業	知守運動		国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防を図るための保健事業を行う。 医療費通知事業・ジェネリック医薬品推進事業・がん検診事業・健康運動事業・はり・きゅう施術費補助事業・脳ドック事業・歯周病検診事業・糖尿病性腎症重症化予防事業・慢性腎臓病(CKD)受診勧奨事業(R7年度から実施)	R4以前～R12以降	23,866	保険年金課
国民健康保険健康づくり補助事業	知守		令和7年度から健康づくり補助金は、地区運営協議会(地域運営組織)に対する「地域づくり交付金」に一括化され、市民活動推進課から交付される。 令和7年度以降も国民健康保険被保険者の健康の維持増進を図るため、地域において健康づくりに資する活動を実施した際の「地域づくり交付金」の対象事業とする。 健康づくり補助金としての交付はしないが、地区運営協議会の事業として実施されたかを事業計画・事業報告において確認する。 山陽小野田市地域づくり交付金交付要綱第3条	R4以前～R12以降	ゼロ予算	保険年金課
国民健康保険医療費適正化に向けた保健事業推進支援事業	知守		保険者は、被保険者の健康増進に資する為PDCAサイクルに沿った保健事業の実施を行うものとされている。本市国保においても保有している給付情報や健診結果などを分析した上で、「山陽小野田市国民健康保険第3期データヘルス計画」を作成し、保健事業を実施している。本市国保の抱える健康課題として、生活習慣病の保有率や基礎疾患受診率などが高いという特徴が見えており、これらに適切に対応することが、健康寿命の延伸へと繋がっていく。健康課題解決策として、健診の受診率向上や疾病の重症化予防などに関する計画を持っているが、その実施方法は様々で即時対応可能対策がある一方でアプローチに時間を要するものもある。財政的に限られた範囲の中で、有効に保健事業を実施するため、公衆衛生や医療的な知識を有した専門家への協力を求め、保健事業のあり方や進め方、事業の優先付けなどに関する指導、助言体制を構築する。より実情にあった保健事業の推進に関する支援は、増え続ける医療費の適正化にもつながる。	R6～R8	500	保険年金課
デジタルを活用した保健事業の推進事業	知守		令和5年度からデジタル推進課を中心に検討・実施しているスマートシティ推進事業の内、スマートウォッチ等のデジタル機器と健康データを活用した健康づくり事業について、国保保健事業においても活用する。具体的にはスマートウォッチと市民アプリを国保被保険者に活用してもらい、データに基づき、対象者の状況に応じた保健指導を実施する。またデータ連携基盤の整備に伴いマイナポータル等経由の情報やライフログデータと掛け合わせPHRの利活用を推進していく。	R6～R12以降	ゼロ予算	保険年金課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	知守 食事運動交流		高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は山口県後期高齢者医療広域連合の委託を受け、市町の課題に応じて高齢者の保健事業を展開している。 KDBシステム等を活用して本市の後期高齢者の健康課題を抽出し、課題に応じて個別支援を行うハイリスクアプローチと集団に対して知識の普及啓発を行うポピュレーションアプローチの2種類がある。 ポピュレーションアプローチは通いの場等で、口腔、栄養、服薬管理などの、フレイル予防の健康教育や健康相談等の事業を実施する。 ハイリスクアプローチは条件に応じた対象者を抽出し、健康状態不明・低栄養防止・糖尿病性腎症重症化予防・CKD受診勧奨事業・身体的フレイル防止の事業を実施する。身体的フレイル防止の事業は令和7年度から開始する。	R4以前～R12以降	14,761	保険年金課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
医療扶助オンライン特定健診・保健指導システム操作端末導入事業	知守		医療保険の被保険者と同様に、被保護者がマイナポータルで自身の健診情報等を閲覧することが可能となった。マイナポータルを通じて本人が自らの健診結果情報を閲覧する仕組みにおいては保護の実施機関が被保護者の健診結果情報に係るファイルを支払基金及び国民健康保険中央会が共同で運営する「オンライン資格確認等システム(特定健診・保険指導システム)」に格納する必要がある、格納データを修正する場合や他福祉事務所からの転入者の健診結果情報を引き継ぐ場合には福祉事務所端末を使用して操作する必要があるため福祉事務所端末を導入する。	R7～ R7	268	社会福祉課
健康増進計画推進事業 (健康フェスタ)	知守 食事 運動 交流		令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。 市民を対象に、健康づくりの啓発の場として、また、かたつむりで行こう会(健康増進計画推進委員会)、健康・情報ステーション、健康づくり推進協議会の活動と協働し、計画に基づき健康づくりに関する事業を展開した1年の集大成として健康フェスタを開催している。	R4以前～ R12以降	100	健康増進課
健康増進計画推進事業 (健康増進計画推進委員会支援事業)	知守 食事 運動 交流		令和元年度から山陽小野田市第2次健康増進計画の推進開始。計画に基づき、行政と協働しながら市民の生涯にわたる健康づくりを継続的に推進していくために健康増進計画推進委員会が、健康・情報ステーション等と協働し、市民が主体的に健康づくりに取り組むことができるような地域づくりを目指した活動の支援を行う。	R4以前～ R12以降	128	健康増進課
食育推進計画の推進	食事 交流		平成22年度に第1次山陽小野田市食育推進計画、平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画、令和6年度に第3次山陽小野田市食育推進計画を策定。令和7年度から第3次山陽小野田市食育推進計画を推進。 市民のさまざまな食課題を解決するため、家庭・学校や園・地域が一体となって地域の特性を活かした食育事業を展開する。 また、市民が主体的な食育を実践できるよう支援し、庁内関係各課や関係機関との食育ネットワークを強化する。	R4以前～ R12以降	309	健康増進課
食育推進会議	食事		平成22年度に第1次山陽小野田市食育推進計画、平成30年度に第2次山陽小野田市食育推進計画、令和6年度に第3次山陽小野田市食育推進計画を策定。令和7年度から第3次山陽小野田市食育推進計画を推進。 第3次食育推進計画の進捗状況の確認および評価等を行う。	R4以前～ R12以降	131	健康増進課
山口東京理科大学との連携によるフォーラムの開催	知守		山口東京理科大学の薬学部、市・大学・医師会・薬剤師会が連携することにより、市民、市外在住者、医療関係の企業・団体向けにフォーラムを開催し、薬学部を中心とした地域の活性化と健康ご長寿社会の実現に向けた機運の醸成を図る。	R4以前～ R12以降	490	健康増進課
スマイルエイジング健康講座シリーズ(随時健康教育)	知守 食事 運動 交流		市民や企業等に対し、健康情報を得る機会として出前講座を積極的に利用してもらうために庁内の出前講座の中の健康に関するものを「スマイルエイジング健康講座シリーズ」としてまとめ周知する。並行してそのシリーズの題目を増やすことで、スマイルエイジングの推進につなげる。	R4以前～ R12以降	59	健康増進課
スマイルエイジング健康講座外部講師シリーズ	知守 食事 運動 交流		市民や企業などに対し、健康情報を得る機会として実施する健康講座(出前講座)の実施にあたり①講師に「地域貢献等で自分の知識を活かしたい」と考えている市役所以外の医療・保健等専門職を登録し、シリーズ化する。②より専門的な知識を出前講座で市民や企業に提供する。市は、その外部講師の登録と健康講座外部講師シリーズの周知、依頼団体と外部講師の調整を行う。(市内専門職との協創によりスマイルエイジングを進めていく)	R4以前～ R12以降	19	健康増進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
スマイルエイジング推進事業	知守 食事 運動 交流		①本市の将来都市像である「活力と笑顔あふれるまち」スマイルシティ山陽小野田の実現に向けて、市民の健康寿命の延伸を目指し、笑顔で年を重ねていくことを目指すスマイルエイジングを全庁体制で推進する。 ②スマイルエイジングチャレンジプログラムを市民に対して周知し、楽しみながら健康づくりに取り組んでもらうことを目的に、ホームページやSNS、チラシ等で積極的に普及啓発を行う。	R4以前～ R12以降	749	健康増進課
スマイルエイジングウォーキング推進事業	運動		スマイルエイジングの4つの柱の一つである「運動」のなかでも歩くことに特化して以下の事業を行い、市民の健康寿命の延伸を図る。庁内の関係課で構成するワーキンググループを設置し、各事業についての意見交換を行うとともに連携して事業を実施する。 ①ウォーキングに関するホームページの充実(動機づけの強化及び情報発信) ②ウォーキング講座 ③ウォーキングマップの配付 ④ウォーキングマイスターの養成・育成	R4以前～ R12以降	115	健康増進課
スマイルエイジング強化月間事業	知守 食事 運動 交流		スマイルエイジングを推進していくにあたり、11月を「スマイルエイジング強化月間」として、様々な取組を展開し、健康への意識の醸成を図る。また、すべての市民が自分や家族の健康に関心を持つことで、健康管理に気をつけるようになり、健康寿命の延伸につなぐ。	R4以前～ R12以降	238	健康増進課
スマイルエイジング薬局事業	知守		スマイルエイジングに向けた活動を展開する薬局を申請により「スマイルエイジング薬局」に認定し、市民の健康づくりをサポートする健康拠点の体制づくりを行い、市民の健康寿命の延伸を図る。 また、市薬剤師会、山陽小野田市立山口東京理科大学、行政の産官学連携により推進体制を強化するとともに、他関係団体とも協働して実施できるよう支援していく。	R4以前～ R12以降	231	健康増進課
自殺対策事業	知守		国の自殺総合対策大綱、県の自殺総合対策計画(第3次)をふまえ、市の自殺対策計画を第2次健康増進計画に組み入れて策定している。R7からは第2次自殺対策計画を策定し推進する。市では自殺に対する正しい知識の普及、人材の養成、関係機関との連携強化等を行っていく。また、特にアフターコロナの今、こころの支援体制を強化する。	R4以前～ R12以降	103	健康増進課
ひきこもり支援事業	知守		ひきこもり状態にある者(6か月以上、学校や会社に行かず、家族以外との接点がない状態、その主な原因が精神疾患とは考えにくい者)やその家族、支援者が、地域の中で相談できる体制を整備する。支援には家族支援、本人支援、居場所づくり、社会参加の4段階があり、まずは家族が本人への対応方法を学ぶ機会を提供することで、家族支援を行う。	R4以前～ R12以降	2,302	健康増進課
健康推進員の養成・育成・支援	知守 食事 運動 交流		平成6年度、国保安定化対策協議会を設置。平成8年、先進地視察を行い、平成9年度から基礎となる講座を開催。基礎講座修了者を対象に平成15年度から養成講座を開催。現在は、基礎講座も含めた養成講座の内容として、推進員を養成し、地区活動も含めた育成及び支援を行っている。本市の健康課題より運動習慣のない人が多いため、運動の継続を活動支援として強化し、市民への波及効果をねらう	R4以前～ R12以降	239	健康増進課
食生活改善推進員の養成・育成・支援	食事 交流		昭和53年に婦人の健康づくり推進事業で食生活改善推進の教育事業が始まり、平成9年から地域保健法の施行により、市が食生活改善推進員を養成。 また、地区組織である食生活改善推進員の活動を支援することで、地域に根ざした食育推進事業の向上を図る。	R4以前～ R12以降	827	健康増進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
地域・職域連携推進事業	知守		本市が重点的に取り組むべきと考える「高血圧」「糖尿病」等の生活習慣病に至らないようにするためには、若い頃からの健康づくりへの取組が必要となる。それには職域との連携が不可欠で、地域保健と職域保健の連携により、一緒に効果的な取組を実践することが必要である。市内事業所の就労者が健康づくりに取り組めるような健康情報の提供を行い、事業所は就労者の健康を守る取組を実施し、職域の健康課題を市の健康づくりへの取組に反映できるような仕組みづくりを行う。	R4以前～R12以降	6	健康増進課
健康手帳の活用	知守		自分の健診データや保健事業への参加状況及び受療状況等を5年間分記録し、自己の健康管理に資する健康手帳のダウンロードの周知を行い、活用を促す。また、インターネット環境のない方のために、市で印刷した手帳を交付できるようにする。	R4以前～R12以降	3	健康増進課
成人保健健康教育	知守		市が主催で行う健康教育を実施する。	R4以前～R12以降	320	健康増進課
成人健康相談事業	知守		心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施。 相談依頼者からの電話・来所相談や健康教育事業に併せての随時健康相談を行う。	R4以前～R12以降	191	健康増進課
成人訪問指導事業	知守		がん検診における精密検査受診勧奨者・各種健診事後フォロー者・市国保の特定健康診査受診者の内で訪問基準に該当する者・他機関からの連絡による者を対象に、小学校区別に担当する保健師による訪問指導を実施。	R4以前～R12以降	65	健康増進課
生保等の健康診査	知守		健康増進法第19条の2に基づき以下の健診を実施する。 ①健康診査 ②訪問健康診査 ケースワーカーと連携し、周知を行う	R4以前～R12以降	276	健康増進課
成人健康診査事業(がん検診)	知守		健康増進法第19条の2に基づきがん検診(胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺)を実施する。 特にH31年度からは第2次健康増進計画の課題より、がん予防対策を推進するために受診率の向上を目指す。	R4以前～R12以降	75,367	健康増進課
結核検診	知守		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律53条の2の規定に基づき、胸部レントゲン検査を実施する。	R4以前～R12以降	1,104	健康増進課
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	知守		①個別の受診勧奨・再勧奨(乳がんにターゲットを当てて実施) ②子宮頸がん検診及び乳がん検診のクーポン券等配布 ③精密検査未受診者に対する受診勧奨(精密検査が必要と診断されたが、受診されない者に対して保健師による訪問及び電話)	R4以前～R12以降	2,128	健康増進課
健康マイレージ事業	知守 食事 運動 交流		本市の健康課題より運動習慣の無い人が多い、健診受診率が低いことから、市民の健康づくりを応援する取組として県が実施している「やまぐち健康マイレージ事業」及び「健幸アプリ事業」を市で啓発する。参加者は健幸アプリ登録を行い、検診受診(必須)及び歩くことでポイントを貯めて、規定されたポイントがたまったら特典カード(協力店での割引サービス)を得ることができる。スマイルエイジングをすすめていくために、この仕組みを活用して健康づくりに取り組んでいただけるよう推進していく。小中学生には、学校を通じてチャレンジシートを配布し、参加した人に景品をプレゼントし健康づくりのきっかけとする。	R4以前～R12以降	134	健康増進課
女性のがん検診普及啓発事業	知守		女性のがん(子宮・乳)検診普及啓発をがん征圧月間、ピンクリボン月間に合わせて9、10月に行い、正しい知識を広め、早期受診を勧める①ショッピングモール等での啓発キャンペーン②女性限定託児付の集団検診実施	R4以前～R12以降	648	健康増進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
若者健康診査	知守		健康増進法、第2次健康増進計画に基づき、実施する。第2次健康増進計画の策定により明らかとなった本市の健康課題は、青壮年期世代からの健康づくりに取り組むことが大切なものが多くみられた。そこで、従来、実施していた女性の健康診査を、対象者に男性を加え、健診を受診できる機会を提供する。また、健診を受診することで、生活習慣病予防に向けて、自分の生活習慣の見直しのきっかけとする。	R4以前～R12以降	1,131	健康増進課
定期予防接種事業	知守		予防接種法第5条に基づき、定期予防接種事業を実施。 A類:ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、MR(麻しん・風しん)、四種混合、三種混合、不活化ポリオ、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、B型肝炎、ロタウイルス B類:高齢者インフルエンザ、成人用肺炎球菌	R4以前～R12以降	178,741	健康増進課
子宮頸がんワクチンキャッチアップ接種事業	知守		令和4年4月から子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が再開され、これまでの積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から令和6年度末までの限定的な対応として接種を行っていた(キャッチアップ接種)が、この度、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会で協議をした結果、「令和6年夏以降の需要の大幅な増加に伴う限定出荷の状況等を踏まえ、令和6年度末までに1回以上接種している方を対象に、令和7年度についても公費で3回の接種を完了できるよう経過措置を設ける」とされたもの。	R4以前～R7	9,945	健康増進課
定期予防接種事業(新型コロナウイルスワクチン)	知守		令和6年度以降の新型コロナワクチンの接種については、個人の発症予防及び重症化予防による重症者を減らすことを目的とし、新型コロナウイルス感染症を予防接種法のB類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施することとなる(年一回・秋冬接種)。	R6～R12以降	55,153	健康増進課
新型インフルエンザ等対策行動計画策定事業	知守		「山陽小野田市新型インフルエンザ等対策行動計画」は当時の社会情勢などを踏まえ、平成25年度に作成した。この度、国の行動計画を全面改訂したことに伴い、市において改訂する。	R7～R7	57	健康増進課
定期予防接種事業(帯状疱疹ワクチン)	知守		予防接種法上のB類疾病に位置づけられる帯状疱疹の予防接種について、令和7年4月から同法に基づく定期の予防接種として実施する。	R7～R12以降	25,088	健康増進課
AED管理事業	知守		平成21年度に市民の安心安全を図り不測の事態に備えるため、AEDを市内主要公共施設に設置した。令和3年度からAED設置箇所を72箇所に増やし充実を図った。	R4以前～R12以降	2,001	健康増進課
#7119(救急安心センター事業)	知守		住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがよいのか迷うことがある。そういうときに#7119の電話相談窓口があると、専門家からアドバイスを受けることができ、住民の安心にもつながり、また不急の救急車の出動を抑制することができる。山口県が令和元年7月1日から運用を開始している。	R4以前～R12以降	1,170	健康増進課
小児一次救急医療体制確保事業	知守		昨今、市内の小児科医師不足、高齢化により小児科の一次救急体制を維持できなくなっていた。そのため、令和4年10月から宇部市と小児科の一次救急を広域的に実施することで、安心安全な医療体制を提供することができるようになった。	R4以前～R12以降	2,277	健康増進課
休日救急医療対策事業	知守		山陽小野田医師会の中で当番を決めて、休日の9時から17時までの一次救急医療を担ってもらっている。近年、外科系内科系医師の高齢化等に伴い、当番制の維持が困難になってきており、喫緊の課題として捉えている。	R4以前～R12以降	5,588	健康増進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
小児救急圏域医療体制確保事業	知守		宇部・小野田保健医療圏の安定的な小児救急医療体制の確保に向け、小児軽症患者の適正な受診行動の推進や救急医療従事者の負担軽減を図ることなど、将来にわたり持続可能な小児救急医療体制を確立することを目的に調査・研究等を行う小児救急地域医療学講座(山口大学実施)に対し、負担金を支出する。	R5～ R9	2,712	健康増進課
二次救急医療体制支援事業	知守		宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。	R4以前～ R12以降	8,760	健康増進課
二次救急医療体制支援事業(サポート病院分)	知守		宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある8つの救急医療機関においては、輪番制で救急患者を受け入れているが、輪番病院が受けられない場合に患者を受け入れるサポート病院についても費用が発生しているので、前年度実績に応じて補助金を支出する。	R4以前～ R12以降	1,319	健康増進課
自主防災組織等育成事業	交流	1-(2)	自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。また、安全かつ簡単に災害体験できるVR機器を導入し、地域防災力の向上を図る。	R4以前～ R12以降	1,120	総務課
地域運営組織推進事業	交流	1-(1)	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織を推進するため、各地区の運営組織に対する財政的支援・人的支援を実施する。 【地域づくり交付金交付事業】 地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対し交付する。 【地域づくり政策アドバイザー設置事業】 地域づくり政策アドバイザーを引き続き設置し、地域運営組織の運営・活動を支援する。	R4以前～ R12以降	28,637	市民活動推進課
ふるさとづくり推進事業	交流		市ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付することで、地域の特色ある活動を支援する。市ふるさとづくり協議会の運営については、庶務、会計ともにほぼ自立して行っており、今後は事務局としてのサポートは行いつつも、完全自立に向けて、さらに指導・助言していく。 R6年度から、校区ふるさとづくり協議会補助金及びほたる飼育管理助成金は、「地域づくり交付金(一括交付金)」に統合された。	R4以前～ R12以降	718	市民活動推進課
地域振興諸行事支援事業	交流		各種団体が開催するイベントに係る経費の一部を補助することで地域振興と交流促進を図る。 補助対象: 全10事業 ■補助対象事業 若山公園さくらまつり、竜王山公園桜まつり、江汐公園つつじまつり、復活!住吉まつり、寝太郎の里ほたるまつり、やけの美タフェスタ、埴生ぎおんふるさと祭り、山陽小野田Smileジュニア☆フェスタ、ふるさと風あげフェスティバル、I Love Sanyo-onoda	R4以前～ R12以降	2,260	市民活動推進課
自治会組織活性化事業	交流		地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。単位自治会への広報紙等の文書配布については、市広報紙の発行回数、令和5年5月より、これまでの月2回から月1回に変更されたことにあわせて、自治会の自治会便にかかる業務軽減を目的に月2回から月1回に変更した。また、地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援することで、市内全域での活動の活性化を図り、自治会加入世帯の維持・確保を進める。	R4以前～ R12以降	64,406	市民活動推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
社会教育士育成事業	交流	1-(1)	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体のコーディネート役が必要である。その役割を担う中間支援的人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆R7年度取得予定人数:1人 (取得人数/R4年度:2人(一部科目履修)、R5年度:1人、R6年度:1人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定	R4以前～R8	345	市民活動推進課
女性団体連絡協議会等支援事業	交流		女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的な事業を実施する。	R4以前～R12以降	176	市民活動推進課
多文化共生推進事業	交流		本市における外国人の人口は、R6.9月末時点で909人となっており、年々増加傾向にあるため、多文化共生の観点から学習支援や国際交流などの事業の必要性が高まっている。本市在住の外国人との交流等を通じて、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生活していくための環境整備が必要である。 R6年度からは市が実施主体となり、市国際交流協会に委託することで、持続可能で安定的な日本語教室の運営を目指している。	R4以前～R12以降	1,157	市民活動推進課
シティセールス推進事業	交流	3-(1)	「活力と笑顔あふれるまち～スマイルシティ山陽小野田～」の実現に向けて策定した、市シティセールス推進指針に基づき、全庁を挙げて諸施策を推進するため、シティセールス推進本部(庁内)を開催する。また、市の認知度の向上を図り、交流人口の増加、移住・定住促進につなげるため、市の魅力を市内外に発信するとともに、ロゴマークとイメージカラー「オレンジ」を積極的に活用する。	R4以前～R12以降	492	シティセールス課
ハロウィンイベント実施事業	交流	3-(1)	市のイメージカラー「オレンジ」との親和性が高く、若者に人気のハロウィンに着目し、10月下旬、市の魅力発信ブース等の出展やステージショー等の参加型イベント「スマイル・ハロウィンパーティー」を開催する。市の魅力を大々的にPRするとともに、同イベントに関わった人に本市に対する誇りや愛着を持っていただくきっかけとする。また、10月の1か月間、「スマイル・オレンジフェア」を実施し、参加事業所によるサービス提供やディスプレイコンテストの開催、関連イベント等の連携を図ることで、市内全域における交流人口の増加を狙う。令和5年度以降においては、より市内若者団体や大学、関係組織などの自発的なイベントとしていく。	R4以前～R12以降	5,000	シティセールス課
スマイルプランナー運営事業	交流	2-(3)	本市が目指す都市の姿に共感し、好きなまちをより良いまちにしようと、主体的に、かつ、相互に協力しながらまちづくりに参画する本市と本市のファンとの又は本市のファンをスマイルプランナーとして登録する制度を設置することで、本市と本市のファンとの又は本市のファン同士の情報共有を容易にし、相互に連携しながら「協創によるまちづくり」を推進する。	R4以前～R12以降	435	シティセールス課
スマイルエイジングパーク事業	運動交流		健康寿命の延伸を目指すスマイルエイジング事業の一環として、市内4か所の都市公園等でウォーキングコースの園路改修や健康遊具の設置を進め、市民の運動習慣を促すための環境整備を行う。令和7年度には、糸根公園と青年の家が立地する区域の整備事業の整備効果を算出するため、費用対効果分析を実施する。	R4以前～R12以降	3,056	都市計画課
きらら交流館運営事業	交流	3-(1)	休館中のきらら交流館の維持管理を行う。 社会教育課所管施設であった当該施設を令和7年度から「海辺の駅 そらうみ」としてリニューアルオープンに向けて改修工事に入るため、令和7年4月にシティセールス課へ所管替えを行い、所管替え以降はシティセールス課が維持管理を行う。	R7～R12以降	62	シティセールス課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
観光ボランティアガイド活動支援事業	交流		山陽小野田観光協会において、観光ガイド団体が実施する事業に対し、助成金を交付し、活動を支援する。ガイド派遣事業では、他市町とのガイド料の均衡を図るため、ツアーを受け入れた場合のガイド料の一部を補助する。ガイド育成事業では、研修会の開催に要する事業費の一部を補助することで、観光客等へのホスピタリティ向上を図る。	R4以前～R12以降	50	シティセールス課
いじめ・不登校に対する支援事業	知守		臨床心理士や学校教員OBなどの専門的な知識や経験を有する者で構成する心の支援室を設置し、2箇所のふれあい相談室と学校に出かけて、いじめの解消や不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を行う。	R4以前～R12以降	23,489	学校教育課
学校給食実施事業	食事		学校給食法に基づき、学校給食を実施し、その充実と食育の推進を図る。設備管理、献立作成、食材発注、調理、配送、回収業務を行い、安全で安定した学校給食の提供を行う。また、栄養教諭・学校栄養職員による巡回指導や調理実習室を利用した料理教室など食育事業を実施する。	R4以前～R12以降	138,066	学校給食センター
学校給食実施事業(人材派遣)	食事		令和5年度から定年延長制度が始まったが、従来の60歳で退職を考えている調理員や60歳前に辞める早期退職者が多く、調理業務の人員確保が困難になっている。今までは退職者の補充をハローワーク等で募集していたが、現在の方法では人材の確保が困難になっているため、人材派遣会社も利用して給食調理員の確保に努め、安心安全なおいしい給食を安定提供する。	R7～R12以降	6,112	学校給食センター
埴生幼稚園栄養管理事業	食事		幼稚園給食に対応した栄養管理ソフトを導入することで、食物アレルギー管理の安全性を向上させる。加えて、食育指導や工夫を凝らした献立作成業務に時間を費やすことができ、栄養価の数値以外の様々な面に配慮した献立作成を行うことが可能になる。	R4以前～R12以降	47	学校教育課
児童生徒及び教職員健康診断事業	知守		学校保健安全法に基づき、児童生徒と教職員の健康診断を行う。	R4以前～R12以降	13,525	学校教育課
小・中学校体育振興事業	運動		学校体育の振興を図るため、小・中学校の体育連盟を通じて、小学校の陸上競技大会、水泳競技大会、中学校の県体予選等を開催する。また、両体育連盟に補助金を交付して運営を支援する。	R4以前～R12以降	949	学校教育課
生活改善・学力向上プロジェクト事業	知守	2ー(2)	児童生徒の家庭での生活習慣の改善や学習意欲・基礎学力の向上を図るため、全ての小・中学校において授業開始前にモジュール学習を実施。 1人1台端末を活用しながら「読み・書き・計算」等の徹底反復を行い、「脳の活性化・集中力の育成」と「基礎学力の定着」をめざすとともに、達成感を味わわせ、学習意欲の向上を図る。	R4以前～R12以降	550	学校教育課
子ども市民教育推進事業	知守	2ー(2)	市民向けに行っている出前講座を子ども用にアレンジし、市職員等が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えることにより、公民としての資質を育てる。	R4以前～R12以降	50	学校教育課
心ときめき教室開催事業	知守		次代を担う児童生徒の創造性、主体性、社会性を育てるため、豊富な知識や経験、技術を有する保護者や身近な地域の人々に教育活動協力者となっていただき、教科書を使用した授業とは異なる多彩で活発な授業を実施する。	R4以前～R12以降	502	学校教育課
地域交流センター社会教育推進事業	知守 交流	2ー(3)	11館ある本市民館施設は、令和4年度から地域交流センターとして市長部局へ移管されることとなり、多様な人々と行政が、持続可能な地域社会の維持という共通の目的のもと、ともに地域課題に向かい合う「協創によるまちづくり」を実践していくこととなった。今後は、全市的に「地域づくり」に取り組んでいくこととなるが、社会教育課においては、「地域づくり」に関与できる人材の発掘・育成を行っていくため、地域交流センターにおける各種主催事業をより深化させ、学びを通じた「人づくり」を充実させていくこととする。	R4以前～R12以降	4,217	社会教育課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
社会教育関係団体等の育成・支援事業	交流		社会教育関係団体の事業費等を補助し、各団体の自主的な事業活動を支援する。 また、市条例に基づき少年団等への助成を行う。	R4以前～ R12以降	1,051	社会教育課
社会教育主事資格取得事業	交流	1ー(1)	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進の推進のため、人材確保に努める。	R4以前～ R12以降	335	社会教育課
マタニティ・ブックスタート事業	知守	2ー(1)	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支える。	R4以前～ R12以降	671	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業	知守	2ー(3)	令和4年度に策定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、「乳幼児おはなし会」や科学を柱にした「ちっちゃながくのおはなし会」等を開催し、図書館での本との出会いを促進する。また、すべての子どもがあらゆる機会及び場所において、自主的に読書活動を行うことができるように、環境づくりを行う。	R4以前～ R12以降	128	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業(臨時分)	知守	2ー(3)	令和4年度に確定した「山陽小野田市子ども読書活動推進計画(第四次計画)」に基づき、子どもの読書活動を推進していく。主な取組として、「絵本で子育て出前講座」を開催し、切れ目のない読書活動を推進する。	R4以前～ R12以降	182	中央・厚狭図書館
読書会等読書普及事業	知守		読書会や図書館講座等を通して生涯学習の機会を提供する。	R4以前～ R12以降	556	中央・厚狭図書館
図書資料購入事業	知守	2ー(3)	近年、高度情報化などが急速に進む中で、地域課題の増加や市民の学習意欲に対応した図書資料の充実が求められている。このため、各分野の図書資料を購入し、地域の情報拠点として整備する。	R4以前～ R12以降	17,438	中央・厚狭図書館
電子書籍購入事業	知守	2ー(3)	令和3年度から、コロナ禍における非接触型対応や、貸出機会の増加、図書館利用者層の拡充を目的に電子図書館システムを導入した。 今後も、電子書籍のコンテンツを更に充実させるために年次的に電子書籍を購入する。(利用期限切れの電子書籍の再購入や新刊購入が必要なため)	R4以前～ R12以降	1,500	中央・厚狭図書館
コミュニティ・スクール推進事業	交流	2ー(3)	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いてコミュニティ・スクールを推進する。	R4以前～ R12以降	180	学校教育課
スクールアドバイザー配置事業	交流	2ー(3)	コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会、地域教育協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置する。	R4以前～ R12以降	2,747	学校教育課
地域学校協働活動推進事業	交流	2ー(3)	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進する。	R4以前～ R12以降	4,525	社会教育課
放課後子ども教室事業	交流	2ー(3)	「放課後子ども教室」を実施する。 各教室に配置しているコーディネーターが企画運営し、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助する。	R4以前～ R12以降	1,436	社会教育課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
家庭教育支援事業	知守交流	2-(3)	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行うとともに、学校や地域等と連携協力した家庭教育の支援を行う。	R4以前～R12以降	431	社会教育課
家庭教育支援事業(中学校区分)	知守交流	2-(3)	「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援を行う。 現在、小野田中学校区と埴生中学校区に家庭教育支援チームを設置しているが、そのほかの中学校区において、チームの設置を進める。	R4以前～R12以降	160	社会教育課
市民館管理運営事業(文化ホール棟)	交流		発表会や式典、総会などを開催できる市民館の文化ホール、会議室等を管理し、市民等の利用に供する。	R4以前～R12以降	18,265	文化スポーツ推進課
文化会館管理運営費(経常分)	交流		文化会館は、市の芸術文化の中核施設であり、今後も、多くの市民が利用できるように適切に施設の管理運営を行う。	R4以前～R12以降	43,885	文化スポーツ推進課
文化会館大ホール設備維持管理事業	交流		大ホールで開催する文化イベントについて、来場者が満足できる良好で安心安全な舞台運営を行うため、老朽化した設備機器の維持管理を行う。 ・音響機器について、老朽化により操作不能または雑音等により正常に機能しないことが多々あるため、保守点検結果を基に、音響卓をオーバーホールし、必要な修繕を行う。 ・照明機器について、老朽化により操作不能または正常に作動しないことがある。照明調整卓は修繕不可であり、古い機種のため交換部品も製造されていないことから、機器更新が必要である。	R4以前～R12以降	605	文化スポーツ推進課
(主催)山口県交響楽団演奏会	交流		市民に生のオーケストラ演奏に触れる機会を提供し、身近な芸術文化に親しむ環境づくりを推進するため、山口県交響楽団の演奏会を不二輸送機ホールで継続開催する。	R4以前～R12以降	544	文化スポーツ推進課
(主催)NHK公開番組	交流		NHK公開番組の収録が不二輸送機ホール等で事業ができるよう申請し、実施が決定した際には市民が公開番組の収録に入場者として参加し、多様な芸術文化の鑑賞や体験の場を提供する。	R4以前～R12以降	250	文化スポーツ推進課
きららガラス未来館管理運営事業	交流		本市の特色の一つである「ガラス文化」の推進において必要不可欠な施設であり、ガラス体験学習の場として市内外から多くの人に来館していただけるよう、適切な施設の管理運営を図る。 なお、平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間活力を活かした施設の効率的運営を行っている。	R4以前～R12以降	41,534	文化スポーツ推進課
(主催)ピアノマラソン大会	交流		ピアノマラソン大会は、不二輸送機ホールが開館当初から保有する、世界最高峰のピアノとして多くのピアニストから愛されているスタインウェイピアノを、広く市内外の人に弾いてもらう機会を提供するとともに、ピアノ演奏の素晴らしさを体感・共感することを目的に、3日間にかけて開催する事業で、1人1曲ずつを連続して演奏し、トータルの演奏時間を記録する催しである。 不二輸送機ホールが開館した翌年度(平成7年度)から実施している事業で、近隣で同様の事業を実施している自治体はなく、当館の特徴的事業である。	R4以前～R12以降	841	文化スポーツ推進課
(主催)少年少女合唱祭	交流		第21回国民文化祭・やまぐち2006「少年少女合唱祭」で得られた成果を引き継ぎ、児童合唱グループの交流及び活性化を目的として、県内の少年少女合唱団による発表会を開催する。	R4以前～R12以降	381	文化スポーツ推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
市民文化祭	交流		市民の自発的な芸術文化活動を活性化させるため、日頃の成果発表の機会として市文化協会と共同で継続開催する。(9部門で実施/市民音楽祭、日本舞踊祭、邦楽、華道、展覧会、茶会、洋舞演劇、俳句、短歌) 出展数が減少していることから、出品者の創作意欲を維持するため、また展覧会の来場者を増やすための手法として、令和5年度からは会場をおのだサンパーク2階大催事場とし、出品数や来場者数が増加した。	R4以前～ R12以降	349	文化スポーツ推進課
民間連携による文化活動の場づくり事業	交流		活動意欲のある市内の芸術家を中心に結成された「アーティストBOX」の企画運営により、多彩な芸術のコラボレーション展覧会を開催することで、会員相互の交流を図るとともに市民が気軽に芸術文化に触れる機会を提供する。	R4以前～ R12以降	27	文化スポーツ推進課
文化協会の育成・支援、補助事業	交流		文化協会への支援及び補助を行うことで、市民の幅広い芸術文化活動への参加や質の高い芸術文化に触れる機会の充実を図る。	R4以前～ R12以降	1,100	文化スポーツ推進課
現代ガラス展開催事業	交流	3ー(2)	本市の特色の一つであるガラス文化を推進するため、平成13年度から3年に1度開催している「現代ガラス展in山陽小野田」の第10回展に向けての準備年である。ガラス作家・故竹内傳治の若手作家を育成したいという思いから、45歳という年齢制限を設け、今では全国的な知名度を誇る若手登竜門のコンペティションとなっている。 第10回展は、これまでの開催内容に工夫を凝らしながら、ガラス文化の魅力をさらに引き出し、交流人口の増加を図るほか、第9回展にも開催した県立萩美術館・浦上記念館や東京・上野の森美術館を会場とした特別作品展等を開催することにより、市内外へのガラス文化発信に加えて、本市の魅力を首都圏で広く発信する。	R4以前～ R12以降	3,000	文化スポーツ推進課
かるたによるまちづくり推進事業	交流	3ー(2)	市内公共施設や幼・保育園、小・中学校の授業の一環としてかるた教室を開催することで、市内全域への競技かるたの普及に努める。 また、教室参加者や競技者を対象としたかるた大会を開催することにより、競技者のさらなる増加を図ることで、「かるたのまち山陽小野田」の魅力を発信し、交流人口の拡大を図るなど、かるたによるまちづくりを展開する。	R4以前～ R12以降	637	文化スポーツ推進課
山口県警察音楽隊演奏会開催事業	交流	3ー(2)	県民と警察を結ぶ「音のかけ橋」として、地域の安全や交通安全に関する行事等で活躍する山口県警察音楽隊を、不二輸送機ホールに招聘し、広く市民の方に聞いてもらう機会を提供することにより芸術文化によるまちづくりを推進する。 令和6年度に不二輸送機ホール開館30周年記念事業として実施し、令和7年度についても開催する。	R6～ R12以降	453	文化スポーツ推進課
市民館管理運営事業(体育ホール棟)	運動 交流		スポーツやイベントをすることができる市民館の体育ホール、休憩室等を管理し、市民等の利用に供する。	R4以前～ R12以降	6,649	文化スポーツ推進課
体育施設管理事業	運動 交流		体育施設を適切に維持管理し、スポーツ振興、スポーツ交流を活性化する。 体育施設の管理運営については、多様化する市民ニーズに対して、より効果的・効率的に対応するため、民間の活力を導入し、市民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とし、指定管理者による管理を実施する。 また、施設の老朽化に係る修繕事業の実施や体育施設備品の購入を行う。	R4以前～ R12以降	57,998	文化スポーツ推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
レノファ山口とのパートナーシップ事業	交流	3-(2)	スポーツによるまちづくりと市民の一体感醸成のため、本市を練習拠点としているプロスポーツチーム「レノファ山口FC」を活用し、選手による市内小・中学校や保育園、幼稚園等を巡回し、スポーツ交流事業を実施する。 選手やスタッフ等と市民が交流する場を作ることにより、市民の一体感の醸成を促し、地域活性化やスポーツによるまちづくりを推進する。 また、令和3年6月に市とレノファ山口との間で締結した包括連携協定に基づき、社会課題や地域課題の解決に向けて双方で連携した事業を実施するとともに、レノファ山口ホームゲームでは市PRを併せて実施する。	R4以前～R12以降	834	文化スポーツ推進課
パラサイクリング支援の輪拡大事業	運動交流	3-(2)	パラサイクリングの主要競技の一つであり象徴的な機材であるタンデム自転車の体験会を実施し、パラサイクリングの魅力や本市とナショナルチームとの関わりの紹介を通じて、パラサイクリングを支援する人の輪を拡大する。 また、小学校等での出前講座の実施により、パラサイクリングに対する市民への周知を図る。	R4以前～R12以降	200	文化スポーツ推進課
パラサイクリングのまちPR事業	運動交流	3-(2)	東京パラリンピック、パリパラリンピックを通して、パラサイクリング日本ナショナルチームの応援を通じた市民の一体感の醸成や障がい者スポーツへの理解促進等を進めてきた中で、今後においてもパラサイクリング連盟との連携を図り、市内でのチーム活動や市民との交流事業を実施するため業務委託としてパラサイクリング連盟に事業の実施を委託する。	R4以前～R12以降	1,100	文化スポーツ推進課
宝くじスポーツフェア開催事業	運動交流	3-(2)	一般財団法人自治総合センターが公募している「宝くじスポーツフェア」のうち、ドリーム・サッカーの開催を希望している。 ＜事業の内容＞サッカー元日本代表選手及び元日本代表に準ずる元選手からなるドリームチームと開催地チームとの親善試合、サッカー教室等を行う。 ①サッカー指導者クリニック(120分) 少年少女サッカーチームの指導者(40～50名程度)を対象に開催 ②少年少女サッカー教室(120分) 小学校5、6年生(200名程度)を対象に開催 ③アトラクション(15分) ドリームチームメンバーと開催地とのPK合戦 ④親善試合「ドリーム・ゲーム」(75分) ドリームチーム対開催地チーム／前後半各30分、ハーフタイム15分 ⑤ドリーム抽選会(15分) 親善試合ハーフタイム時に実施／観客を対象に出場選手サイン入りボールなど	R7～R7	250	文化スポーツ推進課
中学生の文化・スポーツ活動体制整備推進事業	運動		令和6年11月に策定した「山陽小野田市中学生の文化スポーツ活動体制整備基本方針」に基づき、中学生の新たな地域クラブ活動の実施に向けて、令和7年度においては実証事業を実施し、令和8年4月からの休日における学校部活動の地域展開(移行)に向けて取組を進める。 体制整備の検討については、引き続き協議会を開催することで、今後の運営団体や実施主体について調整を図る。また、中学生の活動環境を整備するために指導者の確保や派遣、活動場所の調整など実証事業を実施することで課題を洗い出し、次年度以降の活動に反映する。	R7～R12以降	6,553	文化スポーツ推進課
競技スポーツ推進事業	運動		市スポーツ協会に加盟しているスポーツ団体などの活動を支援し、大会を開催するなどスポーツを振興し、スポーツ人口の増加を図る。 また、体育振興旅費補助金交付要綱に基づき、全国大会出場者等に旅費の一部を助成するなどの支援を行うとともに、懸垂幕等を掲出することで達成感や向上心を醸成し、競技力の向上を図る。	R4以前～R12以降	5,344	文化スポーツ推進課
生涯スポーツ推進事業	運動		市民が年齢・体力などに応じてスポーツに気軽に親しめるよう、ニュースポーツの普及活動、総合型地域スポーツクラブの活動支援などを行い、地域のスポーツの拠点として活動できるよう生涯スポーツを振興する。	R4以前～R12以降	383	文化スポーツ推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
スポーツ教室開催事業	運動		競技団体やスポーツ推進委員などと連携してスポーツ教室を開催し、スポーツ活動をする機会を充実させる。 【実施種目、開催数、定員】 ・硬式テニス、前期・後期各10回、20名程度 ・バドミントン、前期・後期各10回、20名程度 ・小学生水泳教室、7月～8月に全7回程度、250名程度	R4以前～ R12以降	1,290	文化スポーツ推進課
スポーツ団体・指導者育成・支援事業	運動		児童がスポーツをする上で重要な役割を持つスポーツ少年団などの指導者や地域のスポーツ活動を支えるスポーツ推進委員など、スポーツを支える「人財」を育成し、スポーツを推進する基盤をつくる。 スポーツ推進委員定例会を毎月開催する。県主催の研修会等へ参加することで市内での活動につなげる。	R4以前～ R12以降	1,484	文化スポーツ推進課
高校サッカーフェスティバル運営事業	運動交流		西日本各地から強豪校を招へいし、競技レベルの向上と県内外からの交流人口の増加を図るため、令和6年度で41回を迎える歴史のある「高校サッカーフェスティバル」を継続開催する。 【開催時期】3月(4日間) 【試合会場】市内サッカー場・運動広場ほか ※市外の会場でも開催	R4以前～ R12以降	2,409	文化スポーツ推進課
市民ふれあいスポーツ大会運営事業	運動交流		スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、ソフトボール、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフ、ポッチャの4競技を基本種目として、市民ふれあいスポーツ大会を継続開催する。 また、ニュースポーツの体験ができるブースを出展することで、参加者が新たなスポーツに触れる機会をつくる。	R4以前～ R12以降	380	文化スポーツ推進課
市民マラソン大会運営事業	運動交流		スポーツをする機会づくり、地域間の交流を目的に、毎年1月に厚陽地区で市民マラソン大会を継続開催する。 【種目】1.5km親子ペア、3km、5km、10km(男女、学生・一般別に開催)	R4以前～ R12以降	420	文化スポーツ推進課
サッカー交流公園運営業務	運動交流	3-(2)	令和5年4月から5年間、サッカー交流公園の管理・運営業務に指定管理者制度を導入したことで、今まで以上にスポーツ活動を通じた交流を生み、交流した人の笑顔が市内外に広がっていくような発信拠点としての運営を民間事業者とともに目指す。 【施設概要】 サッカー場(天然芝)1面、多目的広場(人工芝)2面 管理棟1棟 ※セミナールーム2室、更衣室男女各1室、シャワー設備ほか	R4以前～ R12以降	66,628	文化スポーツ推進課
デジタルを活用した地域づくり推進事業	交流		持続可能な地域コミュニティの形成に向け、協創によるまちづくりの考え方のもと、地域運営組織の形成や新たな市民活動センターの設置に取り組んでいる。これらを推進していくためには、組織の立ち上げに加え、その後の円滑な活動を促し、市民の参加意欲を高める仕掛けが必要である。令和5年度のDX協創プラットフォームでの提案を基に、地域づくりのデジタル化を進める。なお、実施に当たっては、山口東京理科大学や市民とDX協創プラットフォームの地域づくり部会を形成して、協議しながら取り組むとともに、市民活動センターの指定管理者、地域づくりに携わる関係部署と協力しながら取り組む。	R6～ R12以降	200	デジタル推進課

3つの横断的施策

(3) スマイルエイジングの推進

事業名	スマイルエイジング	重点施策	事業概要	事業期間	令和7年度事業費 (単位:千円)	担当課
山口東京理科大学との協創・データ活用によるスマートシティ推進事業	知守食事運動交流		令和4年度のDX協創プラットフォームにおいて、スマートウォッチや健康データを活用した健康づくり事業の提案があった。提案事業を市の事業として実施できるよう、健康増進課や保険年金課の保健事業と連携し、実証を行いながら、令和5年度から3年間で、健康データを活用した健康づくり事業を立ち上げる。 また、令和5年度に、山口東京理科大学に数理情報科学科が新設されたことから、大学との連携を深め、市民から提供されたデータを大学において分析し、それをデータの提供者だけでなく、市全体の施策に活用することで、より効果的な施策とし、市民生活の質向上を図る。なお、まずは健康データの活用から取り組むが、他分野のデータの活用を広げていくことも想定しながら取り組む。 中期基本計画では、横断的施策として、デジタル化の推進、山口東京理科大学との連携、スマイルエイジングの推進を掲げており、この提案は、すべての横断的施策にも合致する事業となる。	R5～ R12以降	52,912	デジタル推進課
ホームページを活用したまちの魅力発信事業	知守食事運動交流		ホームページによる情報発信は、リアルタイムで発信できること、多くの詳細な情報を発信できること等の利点がある。利用しやすい、役に立つホームページとなるよう、その機能を最大限に活用し、迅速な情報提供や情報更新を行うことで発信情報の充実を図る。併せて、まちの魅力を積極的・継続的に発信し、シティセールスを推進するとともに、SNSと連携するなどして、若い世代が市政情報に目を向ける機会を増やす。また、ホームページ稼働に必要なシステムを、保守契約によって技術的支援を得るとともに、バージョンアップ等に対応する。	R4以前～ R12以降	1,568	シティセールス課
広報紙発行事業	知守食事運動交流		市政情報発信において、広報紙は本市の基幹的な広報媒体である。市政情報を適切かつ効率的に提供するとともに、一方的なお知らせにならないよう、市民の「知りたい」に応える広報、正しく伝わる広報を目指す。併せて、市の魅力を発信するなど、本市に対する誇りや愛着の喚起・誘発に取り組み、シティセールスを推進する。	R4以前～ R12以降	12,852	シティセールス課
市政情報発信事業	知守食事運動交流		市政情報を伝える手段として主に広報紙やホームページを活用しているが、より多くの人や広域へ市政情報を伝えるため、報道機関(新聞)を通じた情報発信を行う。地域に密着した情報を提供する地方紙は、市民、特に高齢者層からの支持を多く得ており、大きな影響力を持っている。よって、市民向けの情報をシティインフォメーションとして地方紙に掲載し、情報発信の効果を増幅させ、報道機関を活用した効果的・効率的な情報発信を行っている。 また、市役所・山陽総合事務所・市民病院・スマイルキッズの4か所にモニターを設置し、モニター広告として市政情報を映像と音声で放映している。	R4以前～ R12以降	327	シティセールス課
LINE等のSNSを活用したまちの魅力発信事業	知守食事運動交流		本市の公式SNSとして、Facebook(H26年6月～)、YouTube(H31年4月～)、X(旧Twitter)(令和3年1月～)、Instagram(令和4年8月～)による情報発信を行っている。SNSの特性である拡散性、即時性、視覚的な効果を生かし、市政情報やイベント情報、災害時の緊急情報、取材現場からの話題、旬の情報、美しい風景などを効率的、効果的に発信して、より多くの人へ本市の魅力を知ってもらい「本市のファン」を増やす。 また、スマートフォンが普及し、日常生活におけるICTの利用割合が増大する中、利便性の高い情報発信ツールの1つとして令和4年度に導入したLINEを活用し、更なる行政サービスの質の向上、情報発信の充実を進める。なお、令和4年度のLINEのシステム開発及び運用はデジタル推進課が行い、令和5年度以降のシステムの管理運営はシティセールス課が担当する。	R4以前～ R12以降	1,875	シティセールス課
出前講座運営事務	知守		市民が行政に対する理解と関心を深め、市民参加による市民本位の開かれた市政を目指すため、市民(団体)からの申し出により、職員を講師として出前講座を実施する。	R4以前～ R12以降	12	生活安全課

令和7年度 事務事業公表データ																														
事務事業番号	課コード	No	課名	係名	重点P	横断的	デジタル化	理科大	スマエジまとめ	スマエジ知恵	スマエジ食卓	スマエジ運動	スマエジ交流	事務事業名	事業概要	事業期間まとめ	始まり	終わり	R7合計(千円)	事業区分	予算種別	経常・臨時	会計種別	大項	大項目	中項	中項目	小項	小項目	実施計画名
203010113	17	473	障害福祉課											住民情報系システム改修事業	令和7年10月から「就労選択支援」が障害者総合支援法に基づき障害福祉サービスとしてサービス提供を行うことになるため、このことに伴うシステム改修を行う。	R4以前～R12以降	R4以前	R12以降	1,793	行政内	継続	臨時	一般	1	子育て・福祉・医療・健康	3	障がい者福祉の充実	1	障がい福祉サービスの充実	障がい福祉サービス事業
209010108	1	7	総務課	危機管理室	1－(2)									防災情報システム関係事業（Jアラート関係）	市には、市民に避難指示等の気象情報及び災害情報等を伝える責務があり、防災ラジオや防災メール等の様々な手段を活用し伝達を行なっているが、情報の受け手、災害の種類、災害の段階、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なる。災害時には、市民へ様々な情報を確実に伝達するために「一つの手段に頼らず、複数の災害情報伝達手段を組み合わせる」と、「及び「一つ一つの災害情報伝達手段を強化すること」が重要となる。このようなことから、防災情報伝達システムとして、沿岸部におけるJアラート屋外スピーカー設備を整備し、その他の地域については既存放送設備を利用したFM放送網により、災害情報伝達手段を拡充してきたが、FM放送網については実施後5年経過したことにより、老朽化や山林の繁茂により使用できない場所が発生してきた。ただちにに対応するため、安定的に電波を送受信することのできるFM網を活用した中波放送設備に変更するもの。また、市長が、出張時に大災害に遭遇した場合、随時に指示等情報伝達が行えるよう衛星電話を整備することで、避難情報等重要事項の決定を迅速化する。また、通信インフラが断絶したときのためにスターリンク等を活用して既存の防災スマホが利用できるよう整備する。衛星電話網の構築については、能登半島地震の反省により全国的に実施されており、国においても設置を推奨している。	R4以前～R12以降	R4以前	R12以降	1,438	政策的	継続	臨時	一般	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	9	防災体制の充実	1	防災体制等の充実	防災体制整備事業
209010112	1	10	総務課	危機管理室	1－(2)		デジタル化	デジタル化						防災気象情報システム導入・運用事業	近年の大雨がもたらす河川の氾濫は甚大な被害となり、本市が抱える河川も過去の例から見てもその危険性を持っている。そのため、気象状況をより迅速に把握することは市民の生命と財産を守るために大変重要である。 このようなことから令和3年度に河川監視カメラの設置を含む新たな防災気象情報システム導入したが、本市は干拓地が低地が多いため、高潮及び津波被害の発生する可能性も高い。そのため、より正確で速い情報を市民へ伝達できるよう、市内の沿岸部に高潮及び津波被害を視認できる監視カメラを設置し、市民の迅速な自動・共助の避難行動に繋げていく。このことにより、市民が正確な潮の状況をさらに早期に確認することができるようになるとともに、高潮の確認のために職員が危険を冒すことなく災害対策本部内で迅速な情報把握ができるようになり、本市の目指す「遅れ遅れがゼロ」に資する。	R4以前～R12以降	R4以前	R12以降	ゼロ予算	政策的	継続	臨時	一般	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	9	防災体制の充実	1	防災体制等の充実	防災体制整備事業
209020202	1	14	総務課	危機管理室	1－(2)									地域防災訓練事業	市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する	R4以前～R12以降	R4以前	R12以降	ゼロ予算	政策的	継続	臨時	一般	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	9	防災体制の充実	2	地域防災力の向上	地域防災力向上事業
224010302	24	759	農林水産課	農林係										中部地区家畜保健衛生推進協議会支援事業	協議会を通して、家畜法定伝染病及び伝染性畜産物の発生予防とまん延防止を推進するとともに、家畜の改良増殖、繁殖率の向上を図る。また、環境保全対策や担い手支援対策、耕作放棄地の保全対策として山口型放牧を推進する。	R4以前～R12以降	R4以前	R12以降	43	政策的	継続	経常	一般	4	産業・観光	24	農林水産業の推進	1	経営体の育成・確保及び経営	畜産業支援事業

令和7年度 事務事業公表データ																														
事務事業番号	課コード	No	課名	係名	重点P	横断的	デジタル化	理科大	スマエシまとめ	スマエシ知恵	スマエシ食卓	スマエシ運動	スマエシ交流	事務事業名	事業概要	事業期間まとめ	始まり	終わり	R7合計(千円)	事業区分	予算種別	経常・臨時	会計種別	大項	大項目	中項	中項目	小項	小項目	実施計画名

令和7年度 事務事業公表データ

No	課名	係名	重点P	デジタル化	理科大	スマエジ知守	スマエジ食事	スマエジ運動	スマエジ交流	事務事業名	事業概要	始まり	終わり	R7合計 (千円)
198	市民活動推進課	地域運営組織推進室	1ー(1)						交流	地域運営組織推進事業	地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす方々が中心となって、様々な地域課題の解決に向けた取組を継続的に実践することを目的とした地域運営組織を推進するため、各地区の運営組織に対する財政的支援・人的支援を実施する。 【地域づくり交付金交付事業】 地域課題解決に向けた取組や地域の特色を活かした地域づくりのための活動に対し交付する。 【地域づくり政策アドバイザー設置事業】 地域づくり政策アドバイザーを引き続き設置し、地域運営組織の運営・活動を支援する。	R4以前	R12以降	28,637
199	市民活動推進課	地域運営組織推進室	1ー(1)							集落支援員設置事業	集落支援員とは、地域の実情に詳しく、地域づくりの推進に関してノウハウ・知見を有した人材が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携して、地域への目配りとして、地域の巡回、状況把握等を行う者である。 本市では、「地域づくり支援員」として、各地区の運営組織の会計や広報活動等の事務局機能、地域課題の把握、また、地域住民の話し合いの場の設定といった役割を担う。 組織設立後の支援員の役割は、協議会の事務局機能(会計含む)及び関係機関との中間支援機能の業務を遂行していくこととなるが、各協議会の多岐にわたる分野の事業支援、組織内の各部会、各種団体や人の対応、会議資料の作成、会議・事業への参加など大幅な業務量の増加となる。 R7年度以降は、現状各地区1名(週3日勤務)の支援員に対して1名(週2日勤務)増員、又は1名(週5日勤務)とし、各地区地域交流センターに配置し業務量の増加に対応する。	R5	R12以降	39,008
205	市民活動推進課		1ー(1)							市民活動センター推進事業(経常)	LABV事業による新施設(アスクエア)に、市民が主体的に地域課題解決に取り組む市民活動の支援を目的に設置した山陽小野田市民活動センターを拠点とし、市民活動の推進を図る。 ○名 称 山陽小野田市民活動センター ○位 置 山陽小野田市中央二丁目3番1号(LABV事業による新施設(アスクエア)内) ○施設内容 交流ホール、会議室(1～5)、作業スペース、PCカウンター、ロッカー等 ○供用開始日 令和6年4月1日 ○施設管理・運営 指定管理者(アクティオ株式会社)	R6	R12以降	68,129

令和7年度 事務事業公表データ

No	課名	係名	重点P	デジタル化	理科大	スマエジ知守	スマエジ食事	スマエジ運動	スマエジ交流	事務事業名	事業概要	始まり	終わり	R7合計 (千円)
206	市民活動推進課		1－(1)						交流	社会教育士育成事業	地域自らが多様化、複雑化する地域課題解決に向けた取組を実践していくには、地域住民、団体、市、企業等の多様な主体のコーディネートが必要である。その役割を担う中間支援的人材として「社会教育士」を育成するため、社会教育士資格取得に必要な講習や養成課程を受けさせる。 ◆R7年度取得予定人数:1人（取得人数／R4年度:2人(一部科目履修)、R5年度:1人、R6年度:1人) ◆受講計画(開催地未定) ・期間:18日想定 ・受講場所:広島大学想定	R4以前	R8	345
207	市民活動推進課		1－(1)							本山地域交流センター管理運営事業	令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前	R12以降	8,824
208	市民活動推進課		1－(1)							赤崎地域交流センター管理運営事業	令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前	R12以降	9,487
209	市民活動推進課		1－(1)							須恵地域交流センター管理運営事業	令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前	R12以降	7,621
210	市民活動推進課		1－(1)							小野田地域交流センター管理運営事業	令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前	R12以降	347

令和7年度 事務事業公表データ

No	課名	係名	重点P	デジタル化	理科大	スマエジ知守	スマエジ食事	スマエジ運動	スマエジ交流	事務事業名	事業概要	始まり	終わり	R7合計 (千円)
211	市民活動推進課		1－(1)							高泊地域交流センター管理運営事業	令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前	R12以降	6,823
212	市民活動推進課		1－(1)							高千帆地域交流センター管理運営事業	令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前	R12以降	7,575
213	市民活動推進課		1－(1)							高千帆地域交流センター分館管理運営事業	令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前	R12以降	7,616
214	市民活動推進課		1－(1)							有帆地域交流センター管理運営事業	令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、あわせて福祉会館を統合することで、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前	R12以降	8,443
215	市民活動推進課		1－(1)							厚狭地域交流センター管理運営事業	令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前	R12以降	476
216	市民活動推進課		1－(1)							出合地域交流センター管理運営事業	令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前	R12以降	6,414

令和7年度 事務事業公表データ

No	課名	係名	重点P	デジタル化	理科大	スマエジ知守	スマエジ食事	スマエジ運動	スマエジ交流	事務事業名	事業概要	始まり	終わり	R7合計 (千円)
217	市民活動推進課		1－(1)							厚陽地域交流センター管理運営事業	令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前	R12以降	6,265
218	市民活動推進課		1－(1)							埴生地域交流センター管理運営事業	令和4年4月1日から従前の教育委員会が所管する公民館を市長部局に移管し、多様化、複雑化する地域課題解決に向けた地域の拠点施設として「地域交流センター」を設置した。 地域交流センターでは、地域づくりの支援、生涯学習の推進及び地域福祉の増進に関する事業を行うとともに、施設の管理運営を行う。	R4以前	R12以降	8,927
219	市民活動推進課		1－(1)							地域交流センター管理運営事業	全地域交流センターを総括した管理運営を行う。 各センターが抱える問題や課題、取組等を共有・協議する場であるセンター長会議を開催する。	R4以前	R12以降	6,319
1063	社会教育課	社会教育係	1－(1)						交流	社会教育主事資格取得事業	社会教育主事は、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。本市の社会教育推進の推進のため、人材確保に努める。	R4以前	R12以降	335

令和7年度 事務事業公表データ

No	課名	係名	重点P	デジタル化	理科大	スマエジ知守	スマエジ食事	スマエジ運動	スマエジ交流	事務事業名	事業概要	始まり	終わり	R7合計 (千円)
----	----	----	-----	-------	-----	--------	--------	--------	--------	-------	------	-----	-----	--------------